

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

- 初等中等教育分科会 教員養成部会
教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について
(令和3年7月20日) 2

- 大学分科会
大学設置基準の一部改正について (令和3年7月21日) 2 2
認証評価機関の認証について (令和3年10月12日) 2 5

- 関連規定 7 7

3 文科教第 4 1 5 号

中 央 教 育 審 議 会

教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について、別紙のとおり申請がありましたので、教育職員免許法別表第 1 備考第 5 号イの規定により諮問します。

令和 3 年 7 月 2 0 日

文部科学大臣

萩 生 田 光 一

令和3年度課程認定申請大学等一覧

【目次】

1	国立大学の学部等の課程	1
2	公立大学の学部等の課程	3
3	私立大学の学部等の課程	4
4	私立大学の学部等の通信課程	6
5	私立短期大学の学科等の課程	7
6	国立大学の大学院の課程	8
7	公立大学の大学院の課程	17
8	私立大学の大学院の課程	18

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	宮城県	国立大学法人宮城教育大学	宮城教育大学	教育学部	学校教育教員養成課程		345	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(音楽) 中学校教諭一種免許状(美術) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 中学校教諭一種免許状(技術) 中学校教諭一種免許状(家庭) 中学校教諭一種免許状(英語) 中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 特別支援学校教諭一種免許状(視覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
2	富山県	国立大学法人富山大学	富山大学	教育学部	共同教員養成課程		85	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(音楽) 中学校教諭一種免許状(美術) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 中学校教諭一種免許状(家庭) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
3	石川県	国立大学法人金沢大学	金沢大学	人間社会学域	学校教育学類	共同教員養成課程	85	高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(英語) 特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者) 幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(音楽) 中学校教諭一種免許状(美術) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 中学校教諭一種免許状(家庭) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(英語) 特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
4	愛媛県	国立大学法人愛媛大学	愛媛大学	農学部	生命機能学科		45	高等学校教諭一種免許状(農業)
5	熊本県	国立大学法人熊本大学	熊本大学	教育学部	学校教育教員養成課程		220	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状

2. 公立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	岩手県	公立大学法人岩手県立大学	岩手県立大学	ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科		160	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
2	福井県	公立大学法人福井県立大学	福井県立大学	海洋生物資源学部	先端増養殖科学科		30	高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(水産)
3	愛知県	愛知県公立大学法人	愛知県立芸術大学	美術学部	デザイン・工芸科	メディア映像専攻	10	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)
4	大阪府	公立大学法人大阪	大阪公立大学	現代システム科学域	知識情報システム学類 環境社会システム学類		60 100	高等学校教諭一種免許状(情報) 中学校教諭一種免許状(社会)
					教育福祉学類		55	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
					心理学類		45	高等学校教諭一種免許状(公民)
				文学部	言語文化学科		43	中学校教諭一種免許状(フランス語) 中学校教諭一種免許状(ドイツ語) 高等学校教諭一種免許状(フランス語) 高等学校教諭一種免許状(ドイツ語)
				法学部	法学科		180	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
				経済学部	経済学科		295	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
				商学部	商学科		195	高等学校教諭一種免許状(商業)
				工学部	化学工学科		38	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
					マテリアル工学科		43	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
					化学バイオ工学科		57	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
5	福岡県	公立大学法人福岡県立大学	福岡県立大学	人間社会学部	公共社会学科		50	高等学校教諭一種免許状(情報)

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	北海道	学校法人鶴岡学園	北海道文教大学	国際学部	国際コミュニケーション学科		50	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
2	北海道	学校法人北海学園	北海学園大学	工学部	生命工学科		60	高等学校教諭一種免許状(情報)
3	青森県	学校法人八戸工業大学	八戸工業大学	工学部	工学科		250	高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業)
4	栃木県	学校法人宇都宮学園	文星芸術大学	美術学部	美術学科		95	高等学校教諭一種免許状(美術)
5	群馬県	学校法人高崎商科大学	高崎商科大学	商学部	経営学科		130	高等学校教諭一種免許状(情報)
6	埼玉県	学校法人日本工業大学	日本工業大学	先進工学部	データサイエンス学科		120	高等学校教諭一種免許状(情報)
7	千葉県	学校法人東京聖徳学園	聖徳大学	教育学部	児童学科	(昼間主コース)	325	幼稚園教諭一種免許状
					教育学科	(夜間主コース)	7	幼稚園教諭一種免許状
					教育学科	(昼間主コース)	80	小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
						(夜間主コース)	3	小学校教諭一種免許状
8	東京都	学校法人成蹊学園	成蹊大学	理工学部	理工学科		420	中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業)
9	東京都	学校法人東京経済大学	東京経済大学	コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科		90	中学校教諭一種免許状(英語)
10	東京都	学校法人二松学舎	二松学舎大学	文学部	歴史化学科		60	高等学校教諭一種免許状(英語) 中学校教諭一種免許状(社会)
11	東京都	学校法人大東文化学園	大東文化大学	スポーツ・健康科学部	健康科学科		100	高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 中学校教諭一種免許状(理科)
12	東京都	学校法人東海大学	東海大学	児童教育学部	児童教育学科		150	高等学校教諭一種免許状(理科) 幼稚園教諭一種免許状
13	神奈川県	学校法人神奈川大学	神奈川大学	建築学部	建築学科		200	小学校教諭一種免許状(工業)
14	石川県	学校法人金沢学院大学	金沢学院大学	教育学部	教育学科		70	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
15	愛知県	学校法人至学館	至学館大学	健康科学部	体育科学科		100	中学校教諭一種免許状(英語) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
16	愛知県	学校法人椙山女学園	椙山女学園大学	教育学部	子ども発達学科		170	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
17	京都府	学校法人京都精華大学	京都精華大学	メディア表現学部	メディア表現学科		168	高等学校教諭一種免許状(情報)
18	京都府	学校法人佛教教育学園	佛教大学	教育学部	幼児教育学科		80	幼稚園教諭一種免許状

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
19	大阪府	学校法人常翔学園	摂南大学	国際学部	国際学科		250	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
20	大阪府	学校法人近畿大学	近畿大学	経営学部 理工学部	経営学科 工ネルギー物質学科		280 120	高等学校教諭一種免許状(情報) 中学校教諭一種免許状(理科)
21	大阪府	学校法人金蘭会学園	千里金蘭大学	情報学部	情報学科		330	高等学校教諭一種免許状(情報)
22	大阪府	学校法人大阪信愛女学院	大阪信愛学院大学	看護学部 教育学部	看護学科 教育学科		90 80	養護教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状
23	大阪府	学校法人玉手山学園	関西福祉科学大学	看護学部 教育学部	看護学科 教育学科		80 100	養護教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状
24	大阪府	学校法人追手門学院	追手門学院大学	文学部	人文学科	子ども発達教育専攻	180	中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
25	大阪府	学校法人大阪成蹊学園	大阪成蹊大学	国際学部	国際学科		150	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
26	兵庫県	学校法人大阪成蹊学園	大阪成蹊大学	国際観光学部	国際観光学科		80	高等学校教諭一種免許状(商業)
27	岡山県	学校法人濱名山学院 学校法人加計学園	関西国際大学 岡山理科大学	社会学部 情報理工学部 生命科学部	社会学科 情報理工学科 生物科学科		100 210 165	高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(情報) 中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)

4. 私立大学の学部等の通信課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	千葉県	学校法人東京聖徳学園	聖徳大学	通信教育部教育学部	児童学科 教育学科		120 80	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
2	京都市	学校法人佛教教育学園	佛教大学	通信教育課程	教育学部	幼児教育学科	50	幼稚園教諭一種免許状

5. 私立短期大学の学科等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	福岡県	学校法人 都築育英学園	福岡こども短期大学	こども教育学科			300	小学校教諭二種免許状
2	佐賀県	学校法人 旭学園	佐賀女子短期大学	こども未来学科			80	養護教諭二種免許状

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	宮城県	国立大学法人東北大学	東北大学	農学研究科	生物生産科学専攻		81	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(農業)
2	秋田県	国立大学法人秋田大学	秋田大学	理工学研究科	共同サステナブル工学専攻		44	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(工業)
3	埼玉県	国立大学法人埼玉大学	埼玉大学	理工学研究科	生命科学専攻		55	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
					物質科学専攻		114	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
					数理電子情報専攻		142	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学)
4	新潟県	国立大学法人上越教育大学	上越教育大学	学校教育研究科	教育支援高度化専攻		20	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(職業) 中学校教諭専修免許状(職業指導) 中学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(フランス語) 中学校教諭専修免許状(ドイツ語) 中学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(看護) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(商船) 高等学校教諭専修免許状(職業指導) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(ドイツ語) 高等学校教諭専修免許状(宗教)
					教育実践高度化専攻		190	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(職業指導) 中学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(フランス語) 中学校教諭専修免許状(ドイツ語) 中学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
5	富山県	国立大学法人富山大学	富山大学	人社会術総合研究科	人社会術総合専攻		46	高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(看護) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(商船) 高等学校教諭専修免許状(職業指導) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(ドイツ語) 高等学校教諭専修免許状(宗教) 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状(視覚障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者) 特別支援学校教諭専修免許状(視覚障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
								中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(英語)
							288	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
6	石川県	国立大学法人金沢大学	金沢大学	自然科学研究科	機械科学専攻 地球社会基盤学専攻 生命工学専攻		72 69 41	高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(工業) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科) 幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(職業) 中学校教諭専修免許状(職業指導) 中学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(フランス語) 中学校教諭専修免許状(ドイツ語) 中学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(看護) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業)
7	岐阜県	国立大学法人東海国立大学機構	岐阜大学	教育学研究科	教職実践開発専攻		40	

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
8	愛知県	国立大学法人東海国立大学機構	名古屋大学	理学研究科	理学専攻		188	高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(商船) 高等学校教諭専修免許状(職業指導) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(ドイツ語) 高等学校教諭専修免許状(宗教) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者) 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状
9	京都府	国立大学法人京都教育大学	京都教育大学	連合教職実践研究科	教職実践専攻		95	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
10	大阪府	国立大学法人大阪大学	大阪大学	人文学研究科	人文学専攻		47	高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)
					言語文化専攻		32	中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)
					外国学専攻		25	中学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(中国語) 中学校教諭専修免許状(ドイツ語) 中学校教諭専修免許状(スペイン語) 中学校教諭専修免許状(ロシア語) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(中国語) 高等学校教諭専修免許状(ドイツ語) 高等学校教諭専修免許状(スペイン語) 高等学校教諭専修免許状(ロシア語)
					日本学専攻		40	中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史)
					芸術学専攻		17	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史)
11	奈良県	国立大学法人奈良教育大学	奈良教育大学	教育学研究科	教職開発専攻		50	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								中学校教諭専修免許状(職業) 中学校教諭専修免許状(職業指導) 中学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(フランス語) 中学校教諭専修免許状(ドイツ語) 中学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(看護) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(商船) 高等学校教諭専修免許状(職業指導) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(ドイツ語) 高等学校教諭専修免許状(宗教) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
12	高知県	国立大学法人高知大学	高知大学	総合人間自然科学研究科	教職実践高度化専攻		15	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(職業) 中学校教諭専修免許状(職業指導) 中学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(看護) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(商船) 高等学校教諭専修免許状(職業指導) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(宗教) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
13	沖縄県	国立大学法人琉球大学	琉球大学	地域共創研究科	地域共創専攻		35	

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(英語)

7. 公立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	秋田県	公立大学法人秋田県立大学	秋田県立大学	システム科学技術研究科	総合システム工学専攻		42	高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(工業)
2	静岡県	静岡県公立大学法人	静岡県立大学	薬食生命科学総合学府	共同サステナブル工学専攻 食品栄養科学専攻		8 25	高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(理科) 栄養教諭専修免許状
3	大阪府	公立大学法人大阪	大阪公立大学	現代システム科学研究科	環境科学専攻 現代システム科学専攻		20 40	高等学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(公民)
				文学研究科	言語文化学専攻		18	中学校教諭専修免許状(フランス語) 中学校教諭専修免許状(ドイツ語)
				工学研究科	電子物理系専攻		80	高等学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(ドイツ語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(ドイツ語)
					物質化学系専攻		145	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)

8. 私立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	北海道	学校法人鶴岡学園	北海道文教大学	こども発達学研究科	こども発達学専攻		4	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状
2	東京都	学校法人聖路加国際大学	聖路加国際大学	看護学研究科	看護学専攻		32	看護教諭専修免許状
3	東京都	学校法人芝浦工業大学	芝浦工業大学	理工学研究科	社会基盤学専攻		25	高等学校教諭専修免許状(工業)
4	東京都	学校法人国士館	国士館大学	工学研究科	電気工学専攻		8	中学校教諭専修免許状(技術) 高等学校教諭専修免許状(情報)
5	東京都	学校法人日本体育大学	日本体育大学	体育学研究科	体育学専攻(博士前期課程)		37	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)
6	東京都	学校法人東京農業大学	東京農業大学	農学研究科	生物資源開発学専攻 デザイン農学専攻		10 8	高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(農業)
7	兵庫県	学校法人武庫川学院	武庫川女子大学	応用生物科学研究科	食品安全健康学専攻		20	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
8	兵庫県	学校法人芦屋学園	芦屋大学	食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻		8	栄養教諭専修免許状
9	広島県	学校法人広島文化学園	広島文化学園大学	教育学研究科	教育学専攻		15	中学校教諭専修免許状(技術)
10	徳島県	学校法人四国大学	四国大学	人間健康学研究科	人間健康学専攻		5	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)
11	福岡県	学校法人福原学園	九州共立大学	看護学研究科	看護学専攻		8	高等学校教諭専修免許状(看護)
12	大分県	学校法人別府大学	別府大学	経済・経営学研究科	経済・経営学専攻		5	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(公民)
				文学研究科	史学・文化財学専攻		10	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史)

3 文科高第 4 4 1 号

中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準の一部改正について

令和 3 年 7 月 2 1 日

文部科学大臣 萩生田 光 一

(理由)

医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、平成 22 年度から令和 3 年度の医学部入学定員については、臨時的に増員を行った。令和 4 年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）及び「令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和 2 年 11 月 25 日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）を踏まえ、医学部定員全体としては、令和元年度の定員を超えない範囲で暫定的に維持することとなった。そこで、別紙のとおり大学設置基準を改正するため、学校教育法第 94 条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準改正要綱（案）

第一 令和4年度における医学部定員増に関する改正

令和3年度末に期限を迎える医学部定員の臨時増員に係る枠組みを、1年間暫定的に維持するために必要な規定の整備を行うものとする。

第二 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和3年10月12日

文部科学大臣 末松 信介

(理由)

一般社団法人日本大学基準協会から、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

令和3年7月30日

文部科学大臣
萩生田 光一 殿

一般社団法人 日本大学基準協会
理事長 東 英弥

認証評価機関申請書

学校教育法第110条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法（実際の規則等は、添付書類の方に添えて下さい。）
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類【カッコ内は添付ファイル番号】

- 1 定款【00-01】
- 2 登記簿謄本もしくは準ずるもの（履歴事項全部証明書）【00-02】
- 3 財産目録及び添付資料（今後5年間の収支計画）【00-03、00-04】
- 4 認証評価の業務の実施計画（申請年度及び翌年度）【00-05】
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要【00-06】
- 6 認証評価手続規程【01-01】
- 7 専門職大学機関別評価基準【01-02】
- 8 認証評価のスケジュール【01-01—7頁】
- 9 認証評価体制（組織図）【00-07】
- 10 認証評価委員会、その他関係会議委員名簿【00-08】
- 11 認証評価対象専門職大学一覧【01-03】
- 12 専門職大学評価基準等の意見照会と、意見への対応【01-04】
- 13 専門職大学機関別認証評価 実施要綱【01-07】

認証評価に関する諸規則

- 14 認証評価事業基本規則【00-09】
- 15 認証評価に係る報告書案の構成及び判定に関する規程【01-05】
- 16 異議申立審査に関する規程【00-10】
- 17 追評価に関する規程【01-06】
- 18 評価手数料に関する規程【00-11】
- 19 経理規程【00-12】

1 名称及び事務所の所在地

- (1) 名称 一般社団 日本大学基準協会
- (2) 事務所の所在地 東京都新宿区西早稲田 1 丁目 9 番地 2 号

2 役員の氏名

東 英弥 学校法人 先端教育機構 理事長、学校法人 東京国際大学 理事
内藤 力 学校法人 先端教育機構 理事
小端 進 学校法人 先端教育機構 理事
川山 竜二 学校法人 先端教育機構 社会情報大学院大学 学監
実務教育研究科 研究科長
武蔵野大学 客員教授

3 評価の対象

- ① 専門職大学
- ② 授与する学位が「学士（専門職）」であること。

4 大学評価基準及び評価方法

専門職大学機関別認証評価は、基本方針（総説）と評価基準を定めた「専門職大学評価基準（令和 3 年 6 月 3 0 日決定）」（以下、「評価基準」）、及び組織に関する事項を定めた「認証評価基本規則（令和 3 年 6 月 3 0 日決定）」（以下、「基本規則」）、並びに手続に関する事項を定めた「専門職大学機関別認証評価手続規程（令和 3 年 6 月 3 0 日決定）」（以下、「手続規程」）に基づき実施する。その概要は、次のとおりである。

(1) 専門職大学機関別評価基準

一般社団法人日本大学基準協会（以下「本協会」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【専門職大学機関別評価基準（添付資料インデックス 01-02）に記載】（以下同じ）

- ① 評価基準は、学校教育法第 1 0 9 条に規定する大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7 個の基準で構成される。【専門職大学評価基準（資料インデックス 01-02—1 頁）】

- ② 評価基準は、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）等を踏まえて、本協会が専門職大学の教育活動等が評価基準を「満たしている」旨の適格認定を行う際に、専門職大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものである。【専門職大学機関別認証評価に係る報告書（案）の構成及び判定に関する規程（添付資料インデックス 01-05—1 頁）】
- ②-1 評価基準は7つの規準より構成されており、それぞれ評価の観点が付されている。評価の観点は「基本的な観点」と「質向上の観点」より構成されている。
- (i) 基本的な観点
専門職大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
- (ii) 質向上の観点
専門職大学において、定められた内容が実施されていれば「優れている」と判断され、加点評価の対象となるもの。
- ③ 専門職大学は、評価の結果、評価基準を満たしていると認められた場合に適格認定が与えられる。【専門職大学機関別認証評価に係る報告書（案）の構成及び判定に関する規程（添付資料インデックス 01-05—1 頁）】
- ③-1 「関連する参照法令」のうち、評価対象専門職大学に関連する法令が全て遵守されていないなければならない。
- ③-2 評価基準に適合していると認められるためには、すべての「基本的な観点」と、基準2におけるすべての「質向上の観点」が満たされていないならない。
- ④ 評価基準設定の際には、本協会ですべて審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、日本実務教育学会ホームページによる情報提供を行った。また、本協会は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【専門職大学機関別認証評価手続規程（添付資料インデックス 01-01—5 頁）】

(2) 評価方法

評価方法は、本協会が定める「評価基準」、「基本規則」、「手続規程」、「専門職大学機関別認証評価に係る報告書(案)の構成及び判定に関する規程」(以下「判定規程」)による。なお、概要は以下のとおりである。

- ① 評価対象専門職大学が作成した自己点検・評価報告書、その他、本協会が必要と認めて入手した資料の分析・検討(書面調査)、および評価対象専門職大学に関する面談、授業・施設の視察および関連資料の閲覧調査等を内容とする実地調査により、評価を実施する。【手続規程(添付資料インデックス 01-01-3 頁)】
- ② 評価結果については、次の2通りで判断する。
 - (i) 専門職大学機関別評価基準の基準1、基準2、基準3、基準4、基準5、基準6、基準7をすべて満たしている場合、「専門職大学機関別評価基準を満たしている。」と評価する。【判定規程(添付資料インデックス 01-05-1 頁)】
 - (ii) 専門職大学機関別評価基準の基準1、基準2、基準3、基準4、基準5、基準6、基準7を1つでも満たしていない場合、「専門職大学機関別認証評価基準を満たしていない。」と評価する。【判定規程(添付資料インデックス 01-05-1 頁)】

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、「評価の観点に則した具体的な分析内容」、項目ごとに抽出した「長所として特記すべき事項、今後の改善が期待される事項、問題点として指摘すべき事項及び改善を勧告すべき事項」を具体的に記述する。

5 評価の実施体制

本協会は、専門職大学評価委員会(以下、「評価委員会」)、評価対象専門職大学ごとに設置される専門職大学評価分科会(以下「評価分科会」)、異議申立委員会により専門職大学の評価を実施する。【基本規則(添付資料インデックス 00-09-1 頁)】

- ① 評価分科会は、評価委員会が評価対象大学毎に選任した評価員により構成される。評価分科会構成人数は3名程度とし、必要があれば増員する。そのうち1名は主査とし、1名を副査とする。評価員は、自己の関係する専門職大学の評価分科会に入

ることができない。【基本規則（添付資料インデックス 00-09—25 頁）】

- ② 評価員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、本協会が行う評価員研修に参加しなければならない。【基本規則（添付資料インデックス 00-09—1 頁）】
- ③ 認証評価事業の会計は、本協会の一般会計と区分した独立会計によるものとする。【基本規則（添付資料インデックス 00-09—27 頁）】

6 評価結果の公表の方法

本協会は、確定した評価報告書を刊行物及び WEB サイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職大学から提出された自己点検・評価報告書も本協会の WEB サイトで公表する。【手続規程（添付資料インデックス 01-01—4 頁）】

7 評価の周期

専門職大学は、開設の日から 7 年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から 7 年以内ごとに評価を受けるものとする。【手続規程（添付資料インデックス 01-01—1 頁）】

8 評価に係る手数料の額

本協会の会員である専門職大学が評価を受ける場合は以下の 1)～3) の合計を負担するものとする。また、それぞれの評価料に消費税を加算する。

- 1) 基本費用 3,500,000 円
- 2) 評価申請前年度に設置している学部の数に 500,000 円を乗じた金額
- 3) 以下の通り、実務家教員の人数に応じた金額

0～10 人	0 円
11～20 人	500,000 円
21～30 人	1,000,000 円
31～40 人	1,500,000 円
41～50 人	2,000,000 円
51 人～	3,000,000 円

【一般社団法人 日本大学基準協会 評価料等に関する規程（添付資料インデックス 00-11—1 頁）】

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

- (1) 意見申立てと異議申立ての機会の付与（学校教育法第 110 条第 2 項第 3 号関係）
評価対象専門職大学院は評価報告書（案）受領後 30 日以内に限り、本協会に対して異議の申立てを行うことができる。【異議申立審査に関する規程（添付資料インデックス 00-10-1 頁）】
- (2) 申請事項の公表（学校教育法施行規則第 169 条第 1 項関係）
学校教育法施行規則第 169 条第 1 号～第 8 号までに規定する事項の公表については、本協会のWEBサイトに掲載する等の方法により公表する。【手続規程（添付資料インデックス 01-01-6 頁）】
- (3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）
本協会は認証の申請は初めてであり、同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しはない。【定款（添付資料インデックス 00-01）】
- (4) 公正かつ的確な実施（学校教育法第 110 条第 2 項第 6 号関係）
本協会の理事は、大学や有識者で構成され、長年にわたり実施してきたリカレント教育への取組や、専門職業人への研修などの経験と認証評価機関設立のための準備活動に鑑み、本協会が専門職大学の認証評価を公正かつ的確に実施することに支障はない【定款（添付資料インデックス 00-01-10 頁）】
- (5) 大学に対する認証評価機会の保障（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）
本協会は、専門職大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職大学の認証評価を行う。【手続規則（添付資料インデックス 01-01-1 頁）】
- (6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）
本協会は、一般社団法人として、東京法務局より設立許可（令和 3 年 6 月 22 日）されており、一般社団法人関係法令及び本協会の定款に則り運営されている。
本協会では、資料番号【00-03、00-04】に記載の通り、評価事業を行う上で、十分な経理的な基礎を有している。
【財産目録（添付インデックス 00-03）、収支計画（添付インデックス 00-04）】

令和3年7月30日

文部科学大臣
萩生田 光一 殿

一般社団法人 日本大学基準協会
理事長 東 英弥

認証評価機関申請書

学校教育法第110条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法（実際の規則等は、添付書類の方に添えて下さい。）
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款【00-01】
- 2 登記簿謄本もしくは準ずるもの（履歴事項全部証明書）【00-02】
- 3 財産目録及び添付資料（今後5年間の収支計画）【00-03、00-04】
- 4 認証評価の業務の実施計画（申請年度及び翌年度）【00-05】
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要【00-06】
- 6 認証評価手続規程【03-01】
- 7 農林業分野評価基準【03-02】
- 8 認証評価のスケジュール【03-1—7頁】
- 9 認証評価体制（組織図）【00-07】
- 10 認証評価委員会、その他関係会議委員名簿【00-08】
- 11 認証評価対象専門職大学一覧【03-03】
- 12 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応【03-04】
- 13 農林業分野 分野別認証評価 実施要綱【03-07】

認証評価に関する諸規則

- 14 認証評価事業基本規則【00-09】
- 15 認証評価に係る報告書案の構成及び判定に関する規程【03-05】
- 16 異議申立審査に関する規程【00-10】
- 17 追評価に関する規程【03-06】
- 18 評価手数料に関する規程【00-11】
- 19 経理規程【00-12】

1 名称及び事務所の所在地

- (1) 名称 一般社団法人日本大学基準協会
- (2) 事務所の所在地 東京都新宿区西早稲田1丁目9番地2号

2 役員の氏名

東 英弥 学校法人 先端教育機構 理事長、学校法人 東京国際大学 理事
内藤 力 学校法人 先端教育機構 理事
小端 進 学校法人 先端教育機構 理事
川山 竜二 学校法人 先端教育機構 社会情報大学院大学 学監
実務教育研究科 研究科長
武蔵野大学 客員教授

3 評価の対象

以下の各号を満たす専門職大学。

- ① 食料や生活資材、生命、環境に関わる問題を解決するための知的な創造活動を進めることができる力を涵養させ、学生に幅広い科学の知識を獲得させる教養教育を提供する専門職大学等。
- ② 学位名称が農林業学士（専門職）、農林業短期大学士（専門職）又はこれらに相当する名称のものであること。

4 大学評価基準及び評価方法

農林業分野専門職大学の評価は、基本方針（総説）と評価基準を定めた「農林業分野専門職大学評価基準（令和3年6月30日決定）」（以下、「評価基準」）、及び組織に関する事項を定めた「評価事業基本規則（令和3年6月30日決定）」（以下、「基本規則」）、並びに手続きに関する事項を定めた「農林業分野認証評価手続規則（令和3年6月30日決定）」（以下、「手続規則」）に基づき実施する。その概要は、次のとおりである。

(1) 農林業分野専門職大学評価基準

一般社団法人日本大学基準協会（以下「本協会」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【農林業分野別評価基準（添付資料インデックス 03-02）に記載】（以下同じ）

- ① 評価基準は、学校教育法第109条に規定する大学評価基準として策

定されたものであり、農林業分野専門職大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7つの基準で構成される。【農林業分野評価基準（添付資料インデックス 03-02-1 頁）】

- ② 評価基準は、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）等を踏まえて、本協会が農林業分野専門職大学の教育活動等が評価基準を「満たしている」旨の適格認定を行う際に、農林業分野専門職大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等进行分析・判断するために定めたものである。【専門職大学機関別認証評価に係る報告書（案）の構成及び判定に関する規程 03-05-1 頁】

(ア) 評価基準は、7つの基準より構成されており、それぞれ評価の観点が付されている。評価の観点は「基本的な観点」と「質向上の観点」より構成されている。

(i) 基本的な観点

農林業分野専門職大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

(ii) 質向上の観点

農林業分野専門職大学において、定められた内容が実施されていれば「優れている」と判断され、加點評価の対象となるもの。

- ③ 農林業分野専門職大学は、評価の結果、評価基準を満たしていると認められた場合に適格認定が与えられる。【専門職大学機関別認証評価に係る報告書（案）の構成及び判定に関する規程 03-05-1 頁】

(ア) 「関連する参照法令」のうち、評価対象専門職大学に関連する法令が全て遵守されていなければならない。

(イ) 評価基準に適合していると認められるためには、すべての「基本的な観点」と、基準2におけるすべての「質向上の観点」が満たされていなければならない。

- ④ 評価基準設定の際には、本協会ですべてに審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、日本実務教育学会ホームページによる情

報提供を行った。また、本教会は、評価基準を変更する場合にも。その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【専門職大学機関別認証評価手続規程（添付資料インデックス 03-01—5 頁）】

(2) 評価方法

評価方法は、本協会が定める「評価基準」、「基本規則」、「手続規則」による。なお、概要は以下のとおりである。

① 評価対象専門職大学が作成した自己点検・評価報告書、その他、本協会が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、および評価対象専門職大学に関する面談、授業・施設の視察および関連資料の閲覧調査等を内容とする実地調査により、評価を実施する。【手続規程（添付資料インデックス 03-01—3 頁）】

② 評価結果については、次の 2 通りで判断する。

(i) 7つの農林業分野学評価基準を全て満たしている場合、農林業分野評価基準を「満たしている。」と評価する。【判定規程（添付資料インデックス 03-08—1 頁）】

(ii) 7つの農林業分野評価基準のうち、1つでも満たしていない場合、農林業分野評価基準を「満たしていない。」と評価する。【判定規程（添付資料インデックス 03-05—1 頁）】

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、「評価基準に則した具体的な分析内容」、基本的な観点に関しては「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」を、質向上の観点に関しては、「優れた点」を具体的に記述する。

5 評価の実施体制

本協会は、農林業分野評価委員会（以下、「評価委員会」）、その下に設置される農林業分野評価分科会（以下、「評価分科会」）、異議申立委員会により農林業分野専門職大学の評価を実施する。【基本規則（添付資料インデックス 03-07—1 頁）】

① 評価分科会は、評価委員会が評価対象大学毎に専任した評価員により構成される。評価分科会構成人数は 3 名とするが、調査対象専門職大学の規模により、評価員は増員することがある。評価員のうち 1 名は主査とし、1 名を副査とす

る。評価員は、自己の関係する専門職大学の評価分科会に入ることができない。
【基本規則（添付資料インデックス 00-09-25 頁）】

② 評価員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、本協会が行う評価員研修に参加しなければならない。【基本規則（添付資料インデックス 00-09-1 頁）】

③ 認証評価事業の会計は、本協会の一般会計と区分した独立会計によるものとする。【基本規則（添付資料インデックス 00-09-27 頁）】

6 評価結果の公表の方法

本協会は、確定した評価報告書を刊行物及び WEB サイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職大学から提出された自己点検・評価報告書も本協会の WEB サイトで公表する。【手続規程（添付資料インデックス 03-01-1 頁）】

7 評価の周期

農林業分野専門職大学は、開設の日から 5 年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から 5 年以内ごとに評価を受けるものとする。【手続規程（添付資料インデックス 03-01-1 頁）】

8 評価に係る手数料の額

本協会の会員である専門職大学が評価を受ける場合は以下の 1)～2) の合計を負担するものとする。また、それぞれの評価料に消費税を加算する。

- 1) 基本費用 33,500,000 円
- 2) 以下の通り、実務家教員の人数に応じた金額
 - 0～10 人 0 円
 - 11～20 人 500,000 円
 - 21～30 人 1,000,000 円
 - 31～40 人 1,500,000 円
 - 41～50 人 2,000,000 円
 - 51 人～ 3,000,000 円

【一般社団法人 日本大学基準協会 評価料等に関する規程（添付資料インデックス 00-11-1 頁）】

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

- (1) 意見申立てと異議申立の機会の付与（学校教育法第 110 条第 2 項第 3 項関係）
評価対象専門職大学は評価報告書（案）受領後 30 日以内に限り、本協会に対して異議の申立てを行うことができる。【異議申立審査に関する規程（添付資料インデックス 00-10-1 頁）】
- (2) 申請事項の公表（学校教育法施行規則第 169 条第 1 項関係）
学校教育法事項規則第 169 条第 1 号～第 8 号までに規定する事項の公表については、本協会の WEB サイトに掲載する等の方法により公表する。【手続き規程（添付資料インデックス 03-01-6 頁）】
- (3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）
本協会は認証の申請は初めてであり、同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しはない。【定款（添付資料インデックス 00-01）】
- (4) 公正かつ的確な実施（学校教育法 110 条第 2 項第 6 号関係）
学校教育法 110 条第 2 項第 6 号については、本協会の理事は、大学や有識者で構成され、長年にわたり実施してきたリカレント教育への取組や、専門職業人への研修などの経験と認証評価機関設立のための準備活動に鑑み、本協会が専門職大学の認証評価を公正かつ的確に実施することに支障はない。【定款（添付資料インデックス 00-01-10 頁）】
- (5) 大学に対する認証評価機会の保障（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して、必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）
本協会は、農林業分野専門職大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該農林業分野専門職大学の認証評価を行う。【手続規則（添付資料インデックス 03-01-1 頁）】
- (6) （学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して、必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）
農林業分野専門職大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を本協会に通知しなければならない。本協会は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該農林業分野専門職大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。【手続規則（添付資料インデックス 03-

01-5 頁)】

- (7) 経理的基礎を有する法人(学校教育法第110条第2項第4号関係)
本協会は、一般社団法人として、東京法務局より設立許可(令和3年6月22日)されており、一般社団法人関係法令及び本協会の定款に則り運営されている。

本協会では、資料番号【00-03、00-04】に記載の通り、評価事業を行う上で、十分な経理的な基礎を有している。

【財産目録(添付インデックス00-03)、収支計画(添付インデックス00-04)】

一般社団法人日本大学基準協会の概要及び 申請のあった評価事業の概要

1. 日本大学基準協会の概要

- 設立目的：
「専門職大学」「専門職短期大学」「専門職大学院」が高等教育機関として、社会において高く評価され、社会の一翼を担う有為な人材を輩出するため、大学と協働して質保証に取り組む。
- 住所：東京都新宿区西早稲田一丁目9番2号
- 設立年月日：令和3年6月22日
- 代表者：代表理事 東 英弥
(学校法人先端教育機構 理事長、学校法人東京国際大学 理事)
- 主な事業：
 - ① 専門職大学・専門職短期大学・専門職大学院の教育研究活動等に関する第三者評価
 - ② 専門職大学・専門職短期大学・専門職大学院の質的向上に必要な評価基準、評価プロセス及び評価方法等の設定及び改善並びに活用
 - ③ 専門職大学・専門職短期大学・専門職大学院に対する恒常的な関与による支援及び助言並びに情報の提供
 - ④ 国内外の専門職大学・専門職短期大学・専門職大学院に関する資料の収集及び調査並びに研究
 - ⑤ 実務家教員資格事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：
 - (1) 専門職大学
 - (2) 専門職短期大学
 - (3) 専門職大学、専門職短期大学（農林業分野）

- (4) 専門職大学、専門職短期大学（文化芸術分野）
- (5) 専門職大学、専門職短期大学（観光分野）
- (6) 専門職大学、専門職短期大学（動物看護分野）
- (7) 専門職大学、専門職短期大学（臨床医療分野）
- (8) 専門職大学、専門職短期大学（応用ビジネス分野）
- (9) 専門職大学、専門職短期大学（情報分野）
- (10) 専門職大学、専門職短期大学（経営ビジネス分野）
- (11) 専門職大学、専門職短期大学（アニメ・マンガ分野）
- (12) 専門職大学、専門職短期大学（デジタルエンタテインメント分野）

○ 評価の周期

- (1) 及び (2) : 7年以内ごと
- (3) ~ (12) : 5年以内ごと

○ 評価手数料の額（案）

350万円＋1学部につき50万円＋以下の実務家教員の人数に応じた金額

- 0～10人 : 0円
- 11～20人 : 50万円
- 21～30人 : 100万円
- 31～40人 : 150万円
- 41～50人 : 200万円
- 51人～ : 300万円

○ 大学評価基準（案）

- (1) 及び (2) :

評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学又は専門職短期大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7個の基準で構成される。

- (3) ~ (12) :

評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として策定されたものであり、上記(3)～(12)の分野の専門職大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7個の基準で構成される。

○ 評価方法（案）

評価対象専門職大学が作成した自己点検・評価報告書、その他、本協会が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、および評価対象専門職大学に関する面談、授業・施設の視察および関連資料の閲覧調査等を内容とする実地調査により、評価を実施する。

○ 評価結果（案）

① 専門職大学機関別評価基準（※）の基準1から基準7まで7個の基準全てを満たしている場合、「専門職大学機関別評価基準（※）を満たしている。」と評価する。

② 専門職大学機関別評価基準（※）の基準1から基準7までの7個の基準のうち1つでも満たしていない場合は、「専門職大学機関別評価基準（※）を満たしていない。」と評価する。

（※）評価対象（1）～（12）毎の基準で読み替える。

（2）であれば専門職短期大学機関別評価基準、（3）であれば農林業分野評価基準など

○ 対象専門職大学（令和3年10月現在）

別紙のとおり

(1) 専門職大学

大学名	学部名	学科名	学位名	開設年度	分野
1 静岡県立農林環境専門職大学	生産環境経営学部	生産環境経営学科	農林業学士(専門職)	2020年度	農林業分野
2 芸術文化観光専門職大学	芸術文化・観光学部	芸術文化・観光学科	芸術文化学士(専門職) 観光学士(専門職)	2021年度	文化芸術分野 観光分野
3 東京保健医療専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科	理学療法学士(専門職) 作業療法学士(専門職)	2020年度	臨床医療分野
4 ひわごリハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科	理学療法学士(専門職) 作業療法学士(専門職)	2020年度	臨床医療分野
5 岡山医療専門職大学	健康科学部	理学療法学科 作業療法学科	理学療法学士(専門職) 作業療法学士(専門職)	2020年度	臨床医療分野
6 高知リハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法学士(専門職) 作業療法学士(専門職) 言語聴覚学士(専門職)	2019年度	臨床医療分野
7 和歌山リハビリテーション専門職大学	健康科学部	リハビリテーション学科 理学療法学科 作業療法学科	理学療法学士(専門職) 作業療法学士(専門職)	2021年度	臨床医療分野
8 国際ファッション専門職大学	国際ファッション学部	ファッションクリエイション学科 ファッションビジネス学科 大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科 名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科	ファッションクリエイション学士(専門職) ファッションビジネス学士(専門職) ファッションクリエイション・ビジネス学士(専門職) ファッションクリエイション・ビジネス学士(専門職)	2019年度	応用ビジネス分野
9 かなざり食マネジメント専門職大学	フードサービスマネジメント学部	フードサービスマネジメント学科	フードサービスマネジメント学士(専門職)	2021年度	応用ビジネス分野
10 東京国際工科専門職大学	工科学部	情報工学科 デジタルエンタテインメント学科	情報工学士(専門職) デジタルエンタテインメント学士(専門職)	2020年度	情報分野 デジタルエンタテインメント分野
11 開志専門職大学	事業創造学部 情報学部 アニメ・マンガ学部	事業創造学科 情報学科 アニメ・マンガ学科	事業創造学士(専門職) 情報学士(専門職) アニメ・マンガ学士(専門職)	2020年度 2020年度 2021年度	経営ビジネス分野 情報分野 アニメ・マンガ分野
12 名古屋国際工科専門職大学	工科学部	情報工学科 デジタルエンタテインメント学科	情報工学士(専門職) デジタルエンタテインメント学士(専門職)	2021年度	情報分野 デジタルエンタテインメント分野
13 大阪国際工科専門職大学	工科学部	情報工学科 デジタルエンタテインメント学科	情報工学士(専門職) デジタルエンタテインメント学士(専門職)	2021年度	情報分野 デジタルエンタテインメント分野
14 情報経営イノベーション専門職大学	情報経営イノベーション学部	情報経営イノベーション学科	情報経営イノベーション学士(専門職)	2020年度	経営ビジネス分野

(2) 専門職短期大学

	大学名	学科名	学位名	開設年度	分野
1	静岡県立農林環境専門職大学 短期大学部	生産科学科	農林短期大学士 (専門職)	2020年度	農林業分野
2	せとうち観光専門職短期大学	観光振興学科	観光短期大学士 (専門職)	2021年度	観光分野
3	ヤマザキ動物看護専門職短期大学	動物トータルケア学科	動物看護短期大学士 (専門職)	2019年度	動物看護分野

(3) 専門職大学、専門職短期大学 (農林業分野)

	大学名	学部名	学科名	学位名	開設年度	分野
1	静岡県立農林環境専門職大学	短期大学部	生産科学科	農林短期大学士 (専門職)	2020年度	農林業分野
2	静岡県立農林環境専門職大学	生産環境経営学部	生産環境経営学科	農林業学士 (専門職)	2020年度	農林業分野

(4) 専門職大学、専門職短期大学 (文化芸術分野)

	大学名	学部名	学科名	学位名	開設年度	分野
1	芸術文化観光専門職大学	芸術文化・観光学部	芸術文化・観光学科	芸術文化学士 (専門職)	2021年度	文化芸術分野

(5) 専門職大学、専門職短期大学 (観光分野)

	大学名	学部名	学科名	学位名	開設年度	分野
1	せとうち観光専門職短期大学		観光振興学科	観光短期大学士 (専門職)	2021年度	観光分野
2	芸術文化観光専門職大学	芸術文化・観光学部	芸術文化・観光学科	観光学士 (専門職)	2021年度	観光分野

(6) 専門職大学、専門職短期大学 (動物看護分野)

	大学名	学部名	学科名	学位名	開設年度	分野
1	ヤマザキ動物看護専門職短期大学	動物トータルケア学科		動物看護短期大学士 (専門職)	2019年度	動物看護分野

(7) 専門職大学、専門職短期大学 (臨床医療分野)

大学名	学部名	学科名	学位名	開設年度	分野
1 東京保健医療専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科	理学療法学士 (専門職) 作業療法学士 (専門職)	2020年度	臨床医療分野
2 ひわごリハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科	理学療法学士 (専門職) 作業療法学士 (専門職)	2020年度	臨床医療分野
3 岡山医療専門職大学	健康科学部	理学療法学科 作業療法学科	理学療法学士 (専門職) 作業療法学士 (専門職)	2020年度	臨床医療分野
4 高知リハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法学士 (専門職) 作業療法学士 (専門職) 言語聴覚学士 (専門職)	2019年度	臨床医療分野
5 和歌山リハビリテーション専門職大学	健康科学部	リハビリテーション学科理学療 法学専攻 リハビリテーション学科作業療 法学専攻	理学療法学士 (専門職) 作業療法学士 (専門職)	2021年度	臨床医療分野

(8) 専門職大学、専門職短期大学 (応用ビジネス分野)

大学名	学部名	学科名	学位名	開設年度	分野
1 国際アッソシオン専門職大学	国際アッソシオン学部	アッソシオンクリエーション学科 アッソシオンビジネス学科 大阪アッソシオンクリエーション・ ビジネス学科	アッソシオンクリエーション学士 (専門職) アッソシオンビジネス学士 (専門職) アッソシオンクリエーション・ビジネス学士 (専門 職)	2019年度	応用ビジネス分野
2 かなざわ食マネジメント専門職大学	フードサービスマネジメント 学部	名古屋アッソシオンクリエイショ ン・ビジネス学科 フードサービスマネジメント学 科	アッソシオンクリエーション・ビジネス学士 (専門 職) フードサービスマネジメント学士 (専門職)	2021年度	応用ビジネス分野

(9) 専門職大学、専門職短期大学（情報分野）

大学名	学部名	学科名	学位名	開設年度	分野
1 東京国際工科専門職大学	工科学部	情報工学科	情報工学士（専門職）	2020年度	情報分野
2 開志専門職大学	情報学部	情報学科	情報学士（専門職）	2020年度	情報分野
3 名古屋国際工科専門職大学	工科学部	情報工学科	情報工学士（専門職）	2021年度	情報分野
4 大阪国際工科専門職大学	工科学部	情報工学科	情報工学士（専門職）	2021年度	情報分野

(10) 専門職大学、専門職短期大学（経営ビジネス分野）

大学名	学部名	学科名	学位名	開設年度	分野
1 情報経営イノベーション専門職大学	情報経営イノベーション学部	情報経営イノベーション学科	情報経営イノベーション学士（専門職）	2020年度	経営ビジネス分野
2 開志専門職大学	事業創造学部	事業創造学科	事業創造学士（専門職）	2020年度	経営ビジネス分野

(11) 専門職大学、専門職短期大学（アニメ・マンガ分野）

大学名	学部名	学科名	学位名	開設年度	分野
1 開志専門職大学	アニメ・マンガ学部	アニメ・マンガ学科	アニメ・マンガ学士（専門職）	2021年度	アニメ・マンガ分野

(12) 専門職大学、専門職短期大学（デジタルエンタテインメント分野）

大学名	学部名	学科名	学位名	開設年度	分野
1 東京国際工科専門職大学	工科学部	デジタルエンタテインメント学科	デジタルエンタテインメント学士（専門職）	2020年度	デジタルエンタテインメント分野
2 名古屋国際工科専門職大学	工科学部	デジタルエンタテインメント学科	デジタルエンタテインメント学士（専門職）	2021年度	デジタルエンタテインメント分野
3 大阪国際工科専門職大学	工科学部	デジタルエンタテインメント学科	デジタルエンタテインメント学士（専門職）	2021年度	デジタルエンタテインメント分野

専門職大学評価基準（案）〔※〕

「専門職大学評価基準」及び各基準の趣旨

一般社団法人日本大学基準協会（以下、「本協会」とする。）は、専門職大学、専門職短期大学（以下、「専門職大学等」とする。）が高等教育機関として、社会において高く評価され、社会の一翼を担う有為な人材を輩出するため、学校教育法 110 条の 2 に定める文部科学大臣の認証を受けて、専門職大学等の教育研究活動等の適格認定に関する評価を行う機関となり、専門職大学等の認証評価事業を行っています。（〔※〕令和 3 年 7 月 30 日に文部科学大臣へ認証申請を行いました。令和 3 年 10 月現在、中央教育審議会大学分科会にて審査中です。）

評価基準は専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）等をふまえて、本協会が専門職大学の教育研究活動等が評価基準を「満たしている」旨の総合的な状況について認証評価を行う際に、専門職大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものです。

専門職大学は、学問の自由を尊重し自主・自立の精神のもと、高等教育機関として、豊かな人間性を備えた有意な人材の育成を行う使命があります。

また、産業界との連携をもとに専門職業人材の養成強化を図り、学問と実践的な職業教育を架橋する教育を行い、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成するという使命も担っています。

専門職大学は、使命を自覚し、大学として適切な水準を維持すると同時に、自ら掲げる目的（建学の精神、理念、ミッションなど）の実現に向けて、自己点検・評価を通して活動を不断に検証し、その充実、質の向上に取り組むことが必要です。

この専門職大学評価基準は、日本大学基準協会が行う専門職大学認証評価の基準となるものであり、同時に専門職大学が高等教育機関としての質保証と国際通用性の水準を維持し、その質向上を図る指針となるものとして定められています。

専門職大学評価基準は以下の 7 つの基準より構成されています。

- | | |
|------|---------------|
| 基準 1 | 使命・目的 |
| 基準 2 | 全学的な内部質保証システム |
| 基準 3 | 教育課程・学修成果 |
| 基準 4 | 教育研究組織・教育研究環境 |
| 基準 5 | 学生 |
| 基準 6 | 社会連携・社会貢献 |
| 基準 7 | 運営・管理及び財務 |

基準1 使命・目的

【本基準の趣旨】

専門職大学は深く学芸を教授研究し、理論と実践の架橋する教育を行い、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを目的とした課程です。その中でも、専門職大学に課された基本的な使命とは、専攻分野を軸とした知識と理論、関連分野を含め豊かな教養を身につけ、高い職業倫理を備え、組織や広く社会に貢献しうる人材を養成することです。

また、高等教育機関としての質保証と国際的通用性を担保し、社会の要請に応え、どのような使命・目的を果たそうとしているのかを明確にし、更にその使命・目的を達成するために、学部・学科ごとに教育研究の方針と達成目的を学則等に定め、これらを社会に表明する必要があります。

【関連する参照法令】

- 学校教育法第83条、第83条の2（目的）、第85条（学部）
- 専門職大学設置基準第2条（教育上研究上の目的）、第7条（課程）、第8条（学部以外の基本組織）、第54条（大学等の名称）、第59条（共同教育課程の編成）、第66条（国際連携学科の設置）
- 学位規則第2条の2
- 学校教育法施行規則第165条の2（方針の策定）、第172条の2（情報の公表）
- 私立学校法第45条の2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）

【評価の観点】

1-1	基本的な観点	使命・目的（建学の精神、理念、ミッションなど）を学則又はこれに準ずる規則等によって明確に示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していること。
1-2	基本的な観点	大学の使命・目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していること。
1-3	基本的な観点	学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていること。
1-4	基本的な観点	使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されていること。
1-5	質向上の観点	社会の要請を踏まえた、これからの経済社会を担う専門職業人養成について、根拠に基づき社会に表明されていること。
1-6	基本的な観点	大学の使命・目的がディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（三つのポリシー）に反映されていること。
1-7	基本的な観点	大学の使命・目的、各学部、学科、課程における目的等を実現していくため、中長期的な計画その他の施策を設定していること。
1-8	質向上の観点	高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保、実践的な職業教育にふさわしい教育条件をどのように整えているかを表明していること。

基準2 全学的な内部質保証システム

【本基準の趣旨】		
<p>自主性・自立性を重視する大学の本質に照らし、大学の質保証は、基本的に大学の責任で行うことが求められます。内部質保証とは、大学が継続的に自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげるといった、PDCA サイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していくプロセスです。</p> <p>内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その使命・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しなくてはなりません。</p>		
【関連する参照法令】		
<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法第 109 条（認証評価制度） • 学校教育法施行規則第 166 条（点検及び評価）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表） • 専門職大学設置基準第 1 条（趣旨） • 私立学校法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画） 		
【評価の観点】		
2-1	質向上の観点	内部質保証のための組織が整備され、責任体制が確立されていること。
2-2	質向上の観点	内部質保証のための全学的な方針及び手順が明示されており、PDCA サイクルの仕組みが確立され、有効に機能していること。
2-3	質向上の観点	内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っていること。
2-4	質向上の観点	上記について、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れる等の工夫を講じていること。
2-5	質向上の観点	授与する学位ごとに三つのポリシーを策定していること。その上で、内部質保証の責任主体は、三つのポリシーが大学の使命・目的に沿って策定され、三つのポリシーに基づく教育活動、その検証及び改善並びに向上のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を果たしていること。
2-6	質向上の観点	学生による授業評価が組織的に実施されており、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。さらに、こうした仕組みが教育の改善に有効に機能していること。
2-7	基本的な観点	<p>当該専門職大学について組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページ等を利用して適切に、少なくとも以下の情報の公開を行っていること。</p> <p>① 教育研究上の目的に関すること。</p> <p>② 教育研究上の基本組織に関すること。</p>

		<p>③ 教育組織、教員数、各教員が有する学位並びに業績に関すること。</p> <p>④ 学生の受入れの方針（アドミッションポリシー）、入学者数、収容定員数、在籍学生数、卒業者数並びに進路の状況に関すること。</p> <p>⑤ 授業科目、授業の方法、内容並びに年間の授業の計画に関すること。</p> <p>⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関すること。</p> <p>⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他学生の教育環境に関すること。</p> <p>⑧ 授業料、入学料その他の徴収する費用に関すること。</p> <p>⑨ 学生の修学、進路及び心身の健康等に係る支援に関すること。</p> <p>⑩ 専門性が求める職業についている者、当該職業に関連する事業を行う者等との協力の状況について</p>
--	--	---

基準 3 教育課程・学修成果

【本基準の趣旨】

専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要です。

教育課程は、各専門職大学が定めた使命・目的を果たすため、学部又は学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、その方針を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定することが必要です。また、その内容、水準は、授与される学位との関連で適切であることが求められます。

それぞれの固有の目的を実現するため、教養・基礎教育及び専門教育を通じ、各専門分野における理論への理解を深め、実践的な能力を培うよう、体系的に教育課程を編成するものとし、そのために必要な授業科目をバランスよく配置している点を高く評価します。

【関連する参照法令】

- 学校教育法第 87 条（修業年限）、第 88 条（相当期間の修業年限への通算）、第 89 条（修業年限の特例）、第 104 条（学位）、第 105 条（証明書の交付）、第 113 条（教育研究活動の状況）
- 学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 28 条（表簿）、第 146 条の 2（修業年限の通算）、第 147 条（修業年限の特例による卒業認定の要件）、第 148 条（修業年限が 4 年を超える学部の在学期間）、第 149 条（在学期間の通算）、第 163 条の 2（学修証明書の交付）、第 164 条（特別の課程及び履修証明書）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）、第 173 条（準用規定）
- 専門職大学設置基準第 14 条（単位）、第 19 条（成績評価基準などの明示）、第 22 条（単位の授与）、第 23 条（履修科目の登録の上限）、第 24 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第 26 条（入学前の既修得単位等の認定）、第 28 条（科目等履修生等）、第 29 条（卒業の要件）、第 30 条（前期課程の修了要件）、第 60 条（共同教育課程に係る単位の認定）、第 61 条（共同学科に係る卒業の要件）
- 学位規則第 2 条（学士の学位授与の要件）、第 10 条（専攻分野の名称）、第 10 条の 2（共同教育課程に係る学位授与の方法）、第 13 条（学位規程）

ディプロマ・ポリシーと学位の名称、単位認定、卒業認定

【評価の観点】		
3-1	基本的な観点	ディプロマ・ポリシーは学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定すること。
3-2	基本的な観点	教育課程の編成及び授業科目の内容がディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに即して、体系的であり相応しい水準であること。
3-3	質向上の観点	学生が自分の学修課程に責任を持てるように、学修意欲を刺激し、準備をうながして、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法、学修方法を採用していること。
3-4	基本的な観点	授与する学位分野ごとの卒業時の学修成果を明確にし、周知していること。
3-5	基本的な観点	授与する学位の名称は、専攻分野の特性や教育内容に合致する適切な名称が付されていること。
3-6	基本的な観点	履修科目の登録の上限設定などの取組を含め、単位の実質化への配慮がなされていること。
3-7	基本的な観点	成績評価、単位認定の基準および方法が、学生に対してシラバスを通じてあらかじめ明示されていること。
3-8	基本的な観点	明示された基準および方法に基づいて成績評価、単位認定が公正かつ厳格に行われていること。
3-9	基本的な観点	学生が他の大学や短期大学等において履修した授業科目について、単位や当該専門職大学に入学前に修得した単位を、当該専門職大学で修得した単位として認定する場合、教育上有用と認められ、その認定が法令上の基準に則って、当該専門職大学の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないように十分に留意した方法で行われていること。
3-10	基本的な観点	三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法が確立され、適切に運用されていること。 ① 在学中に達成すべき基本知識・技能・態度 ② 各分野での将来的な役割 ③ 生涯学習への意識と学修技能
3-11	基本的な観点	単位取得、卒業の状況、資格取得の状況等から判断して、各専門職大学の目的に照らした教育の効果や成果が上がっていること。
3-12	基本的な観点	教育内容・方法及び学修の改善へ向けて、学修成果の点検・評価結果がフィードバックされていること。
3-13	基本的な観点	授業内容・方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行っていること。
3-14	質向上の観点	専門職大学は様々な背景を持つ学生がいることから、単位取得や進級が危ぶまれる学生に対して適切にフォローアップできる体制が整っていること。

			と。
--	--	--	----

教育課程の編成

3-15	基本的な観点	カリキュラムは大学の使命・目的を反映した科目が適切に配置されていること。
3-16	基本的な観点	専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、教育課程の編成を行っていること。
3-17	基本的な観点	共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。
3-18	基本的な観点	専攻に係る職業を取り巻く状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について不断の見直しを行っていること。
3-19	基本的な観点	一つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の規定に則して設定されていること。
3-20	基本的な観点	教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成していること。
3-21	基本的な観点	産業界等との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。なお、①～③は最低1人以上とし、構成員の過半数は学外の者としていること。 ① 学長が指名する教員その他の職員。 ② 当該専門職大学の課程に係る職業の就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの。 ③ 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者。 ④ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者。 ⑤ 当該専門職大学の教員その他の職員以外のものであって学長が必要と認めるもの。
3-22	基本的な観点	理論教育と実務教育の架け橋を図るために、産業界・社会との連携、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について適切な工夫がなされていること。
3-23	基本的な観点	カリキュラムは、社会人としての広い教養やコミュニケーション能力、高い職業倫理観をもつ人材を養成する観点から適切に編成されていること。
3-24	質向上の観点	自律を支える高度な知的批判力と、現状の課題や困難を未来において作り変え、改善されるべき対象と考えるような想像力、構想力を培うような科目が設定されていること。
3-25	質向上の観点	コミュニケーション能力については、特にリテラシーを踏まえた対話能力

		と傾聴能力、賢慮を培う授業設計がなされていること。
3-26	基本的な観点	基礎科目、職業専門科目、専攻展開科目、総合科目が段階的に、適切に開設されていること。
3-27	基本的な観点	基礎科目は、生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目とすること。また、リメディアル科目は必要に応じ開講することが望ましいが、この科目は卒業に必要な単位数には含めないこと。
3-28	基本的な観点	職業専門科目は、専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目であること。
3-29	基本的な観点	展開科目は専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目であること。
3-30	基本的な観点	総合科目は基礎科目、職業専門科目、展開科目、を通して修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目であること。
3-31	基本的な観点	授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか、又はこれらを併用して行っていること。また、法令に則って適切に一単位あたりの授業時間を設定していること。
3-32	質向上の観点	演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助をさせていること。
3-33	基本的な観点	多様な学生が在籍することを鑑み、法令に則り、計画的に修業年限を越えて履修できる仕組みを整備していること。
3-34	質向上の観点	将来にわたって学び続ける学生を養成し、リカレント教育につながるカリキュラムを設定していること。

実習

3-35	基本的な観点	実習等による授業科目の40単位以上（このうち「臨地実務実習（台二十九条第一項第四号に規定する臨地実習をいう。）」での単位20単位以上）が卒業要件に規定されていること。
3-36	基本的な観点	臨地実習科目の到達目標を踏まえ、実習先を問わず必ず取り組ませたい作業、体験、課題や評価方法・評価基準項目、事前・事後の指導計画を明確にしていること。
3-37	基本的な観点	実習先にかかわらず、一定水準の実習を確保するための方策が講じられていること。
3-38	基本的な観点	一日あたりの実習時間は、学生の負担を考慮し週40時間（1日8時間）を超えないように計画し、その実施に際しても、実習時間の延長は行われな

		いようにしていること。
3-39	基本的な観点	臨地実務実習を行う際は、労働関係法令に違反することとならないよう十分注意し、実習先事業者と認識を共有していること。
3-40	基本的な観点	臨地実務実習の授業科目の開設は、実習先事業者と協議して作成した実施計画に基づき行われていること。
3-41	基本的な観点	実施計画の作成主体は専門職大学であり、実施計画には以下の事項が記載されていること。 ① 臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所。 ② 受け入れる学生の数 ③ 実習指導者の配置 ④ 成績評価の基準及び方法 ⑤ 学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い ⑥ 実習中の災害補償及び損害賠償責任 ⑦ その他の臨地実務実習の実施に必要な事項
3-42	基本的な観点	連携先事業者において、演習等指導者を指定しており、演習など指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められるものであること。

基準 4 教育研究組織・教育研究環境

【本基準の趣旨】

大学は、その使命・目的の実現に必要な学部、学科、課程等の教育研究組織を編成し設置するとともに、これを適切に管理運営する必要があります。教育研究組織は、大学における活動単位として機能するものであり、各大学の特徴はもとより、学問の動向や経済・産業界、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮したものでなければなりません。

また、大学は自ら掲げる使命・目的を実現するために、求める人材像や教職員組織の編成方針を明確にした上で、教員と職員を確保し、人材育成を図りながら、絶えず教職員の資質向上に取り組まなければなりません。

教育研究環境においては、当該大学の規模などに応じた施設・設備の整備を行い、障がいのある者に配慮し、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要です。

【関連する参照法令】

- 学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 93 条（教授会）、第 114 条（準用規定）
- 学校教育法施行規則第 26 条第 5 項（懲戒）、第 143 条（教授会）
- 大学設置基準第 49 条の 3（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）、第 49 条の

4 (課程に設ける工学に関する学部に係る専任教員数)
<ul style="list-style-type: none"> 専門職大学設置基準第8条(学部以外の基本組織)、第31条(教員組織)、第32条(授業科目の担当)、第33条(授業を担当しない教員)、第34条(専任教員)、第35条(専任教員数)、第38条(教授の資格)、第39条(准教授の資格)、第40条(講師の資格)、第41条(助教の資格)、第42条(助手の資格)、第20条(教育内容等の改善のための組織的な研修等)、第37条(学長の資格)、第55条(事務組織)、第58条(研修の機会等)、第53条(教育環境等の整備)、第62条(共同学科に係る専任教員数)、第74条(段階的配慮)

専任教員数、構成等

【評価の観点】		
4-1	基本的な観点	教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。
4-2	基本的な観点	教員の資格について、法令上の基準を遵守していること。
4-3	基本的な観点	専任教員数に対して、法令上の基準を遵守していること。
4-4	基本的な観点	法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。
4-5	基本的な観点	専任教員のうち実務の経験を有する専任教員の割合は、必要とされる専任教員数のおおむね4割以上であること。
4-6	基本的な観点	実務経験等を有する専任教員のうち、半数以上は大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者又は、博士の学位、修士の学位又は、学位規則第五条の二に規定する専門職学位を有する者で構成されていること。
4-7	基本的な観点	二以上の校地において教育を行う場合は、法令上の規定に則して、適切に教員を配置していること。
4-8	基本的な観点	専任教員の編成は、各専門職大学の教育が、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させるものであることに留意しながら、各専門職大学の使命・目的に適したものであること。
4-9	基本的な観点	教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。
4-10	基本的な観点	専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。
4-11	質向上の観点	教員のジェンダーバランスについて、適切な配慮を行っていること。

教員の募集・任免・昇格、教育研究

4-12	基本的な観点	教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の専門職大学固有の専任教員組織の責任において適切に行われていること。
4-13	基本的な観点	教員の研究活動に必要な機会が保証されていること。

4-14	基本的な観点	専任教員の教育活動、研究活動、組織運営への貢献及び社会への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。
4-15	質向上の観点	専任教員を評価する仕組みが、教育研究の活性化に有効に機能していること。
4-16	基本的な観点	教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成していること。
4-17	質向上の観点	個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教育指導能力等の継続的改善を行っていること。
4-18	質向上の観点	ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていること。特に実務家教員の教育上の指導能力の向上及び研究者教員の実務上の治験の充実に努めていること。
4-19	質向上の観点	ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていること。
4-20	基本的な観点	教育研究活動等が適切に行われるためにふさわしい事務組織を備えていること。
4-21	基本的な観点	事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。
4-22	基本的な観点	事務組織の活動を向上させるために、組織的な研修システムの導入(スタッフ・ディベロップメント)など、必要な改善が行われていること。

教育研究組織・環境

4-23	基本的な観点	法令に則って適切に学部、学科、課程等が組織されていること。
4-24	基本的な観点	図書館は、適切に専門職員を配置し、学生の学習と教員の教育研究活動のために環境を整えていること。また、専門職大学の学生の学習及び教育研究のために十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。
4-25	基本的な観点	法令を遵守し、教職員と学生のための施設・設備を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されていることを保障していること。
4-26	基本的な観点	夜間又は昼夜開講制を実施する大学にあっては、施設の利用について教育研究に支障のないよう、適切に配慮すること。
4-27	基本的な観点	校地・校舎の面積が法令に従って適切に守られていること。
4-28	基本的な観点	専門職大学は、その組織及び規模に応じて学長室、会議室、事務室、研究室、図書館、医務室等を適切に備えていること。
4-29	基本的な観点	専門職大学は専門職設置基準第四十九条に規定する施設を適切に有していること。

4-30	基本的な観点	校地は、教育にふさわしい環境をもち、学生が自習や休息、交流などに必要な空間を整備し、適切に利用されていること。
4-31	質向上の観点	教育研究環境について、継続的に検証する組織体制・仕組みが確立されており、教育研究環境の向上に向けて必要な改善が行われていること。

基準5 学生

【本基準の趣旨】

専門職大学は、アドミッション・ポリシーを明示するとともに、この方針が具体的な入学者選抜方法に生かされていることが求められ、入学者選抜方法・手続き等を設定するとともに、事前にこれらを公表する必要があります。

また、学生の自主的かつ効果的な学修を支援するための助言・指導や安定した学生生活を支えるための学生サービスに対する組織的対応が必要です。学生の意見・要望を的確に把握し、それを活用していくことも必要です。

【関連する参照法令】

- 学校教育法第90条（入学資格）、第122条（高等専門学校から大学への編入学）、第132条（専修学校専門課程から大学への編入学）
- 学校教育法施行規則第150条（入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上と認められる者）、第151条（徳に優れた資質を有する者の認定）、第152条（入学制度の点検及び評価）、第153条（必要な在学年数）、第154条（高等学校に在学した者に準ずる者）、第161条（短期大学を卒業した者の編入学）、第162条（外国の大学等に在学した者の転学）、第165条の2（方針の策定）、第172条の2（情報の公表）第178条（高等専門学校を卒業した者の編入学）、第186条（大学への編入学の基準）
- 専門職大学設置基準第4条（教員と事務職員等の連携及び協働）、第18条（授業の方法）、第56条（厚生補導の組織）、第57条（社会及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

学生の受入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理

【評価の観点】

5-1	基本的な観点	明確な学生の受入れ方針を設定し、かつ、公表していること。
5-2	質向上の観点	アドミッション・ポリシーと、専門職大学が定める使命・目的、教育課程並びに卒業時に期待される能力との関連を明示していること。
5-3	基本的な観点	学生の受入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続きを設定していること。
5-4	基本的な観点	選抜方法・手続きを事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。
5-5	質向上の観点	アドミッション・ポリシーを定期的に見直していること。
5-6	質向上の観点	アドミッション・ポリシー、選抜基準、選抜方法等の学生受け入れの在り方について、継続的に検証する組織体制・仕組みが確立されていること。

5-7	基本的な観点	実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めていること。
5-8	質向上の観点	配慮が必要な学生等が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されていること。
5-9	基本的な観点	入学者を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。

学生生活・学生支援

5-10	基本的な観点	教職協働による学生への学修支援に関する方針及び計画が明示されており、適切にPDCAサイクルの仕組みが確立されていること。
5-11	質向上の観点	教員の教育活動と学生の学びを支援するために、TAなどを適切に活用していること。
5-12	質向上の観点	学習支援や学生生活、施設設備に対して、学生の意見・要望を聴取するシステムを整備し、これらの改善に反映されていること。
5-13	基本的な観点	学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されていること。
5-14	基本的な観点	各種ハラスメントに関する規定及び相談体制を整備し、効果的に支援を行っていること。
5-15	基本的な観点	奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されていること。
5-16	質向上の観点	配慮が必要な学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備されていること。
5-17	基本的な観点	学生の卒業を見越したキャリア形成、進路選択などに係る相談・支援を整備し、効果的に支援を行っていること。
5-18	質向上の観点	社会人の学びなおし等、多様な学習ニーズの対応のための仕組みが整っていること。

基準 6 社会連携・社会貢献

【本基準の趣旨】		
専門職大学は、自ら掲げる使命・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に則って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元することが望まれます。		
【評価の観点】		
6-1	基本的な観点	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していること。
6-2	質向上の観点	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施していること。
6-3	質向上の観点	教育研究成果を適切に社会に還元していること。

6-4	質向上の観点	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っていること。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っていること。
-----	--------	--

基準 7 運営・管理及び財務

【本基準の趣旨】

専門職大学は自ら掲げる使命・目的を実現し、大学機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な組織を整備するとともに、中長期的な計画を策定し、計画に沿って事業の意思決定から執行までを検証していかなければなりません。

また、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要です。さらに企業、その他外部機関との協定、契約などの決定・承認や資金の授受・管理等を適切に行う必要があります。

【関連する参照法令】

- 学校教育法施行規則第 172 条の 2（情報の公表）
- 私立学校法第 24 条（学校法人の責務）、第 26 条の 2（特別の利益供与の禁止）、第 33 条の 2（寄附行為の備置き及び閲覧）、35 条（役員）、第 35 条の 2（学校法人と役員との関係）、第 36 条（理事会）、第 37 条（役員の職務等）、第 38 条（役員の選任）、第 39 条（役員の兼職禁止）、第 40 条（役員の補充）、第 44 条の 2（役員对学校法人に対する損害賠償責任）、第 44 条の 3（役員第三者に対する損害賠償責任）、第 44 条の 4（役員の連帯責任）、第 45 条（寄附行為変更の認可等）、第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）、第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）、第 48 条（報酬等）、第 49 条（会計年度）、第 63 条の 2（情報の公表）
- 専門職大学設置基準第 1 条、第 44 条（運動場、体育館その他のスポーツ施設）、第 45 条（校舎等施設）、第 46 条（校地の面積）、第 47 条（校舎の面積）、第 48 条（図書などの資料及び図書館）、第 49 条（附属施設）、第 50 条（実務実習に必要な施設）、第 51 条（機械、器具等）、第 52 条（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第 53 条（教育研究環境の整備）、第 63 条（共同学科に係る校地の面積）、第 64 条（共同学科に係る校舎の面積）、第 65 条（共同学科に係る施設及び設備）、第 74 条（段階的整備）

運営・管理

【評価の観点】

7-1	基本的な観点	専門職大学の使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っていること。
7-2	質向上の観点	環境保全、人権、安全へ配慮した大学運営を行っていること。
7-3	基本的な観点	収容定員は、学科又は学部を単位とし、学部ごとに学則に定めていること。また、教育上の諸条件を考慮して定員数を設定し、管理していること。
7-4	基本的な観点	法人及び大学の運営に関する業務、その他教育研究活動に必要な事務組織を設けていること。また、その事務組織が適切に機能しており、教員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職

			務が行われていること。
7-5	質向上の観点		大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っていること。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っていること。
7-6	基本的な観点		専門職大学の教育課程、研究、運営における教学の事項に責任を担う、教学の責任者の責務を明確に示していること。
7-7	基本的な観点		学長などは、教授会を学則等の規程に基づいて開催し、大学の教育研究上の審議機関として適切に運営していること。
7-8	質向上の観点		教育実践の発展に合わせて施設設備を定期的に点検、更新、改修、拡充し、学修環境を改善していること。また、そのための体制、財源を整備していること。

財務

	7-9	基本的な観点	予算編成及び予算執行を適切に行っていること。
	7-10	基本的な観点	教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。
	7-11	基本的な観点	適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行されていること。
	7-12	基本的な観点	財務諸表などが適切に作成され、また、財務に係る監査等が適切に整備され、機能していること。
	7-13	基本的な観点	企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。

農林業分野 分野別評価基準（案）〔※〕

「農林業分野 分野別評価基準」及び各基準の趣旨

一般社団法人日本大学基準協会（以下、「本協会」とする。）は、専門職大学、専門職短期大学（以下、「専門職大学等」とする。）が高等教育機関として、社会において高く評価され、社会の一翼を担う有為な人材を輩出するため、学校教育法 110 条の 2 に定める文部科学大臣の認証を受けて、専門職大学等の教育研究活動等の適格認定に関する評価を行う機関となり、専門職大学等の認証評価事業を行っています。（〔※〕令和 3 年 7 月 30 日に文部科学大臣へ認証申請を行いました。令和 3 年 10 月現在、中央教育審議会大学分科会にて審査中です。）

専門職大学等は、学問の自由を尊重し自主・自律の精神に基づき、高等教育機関として豊かな人間性を備えた人材の育成を行う使命があります。

また、専門職大学は大学制度の中に実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化されたものであり、豊かな創造力と高度な実践力をもった人材の育成を目指し、産業界との連携をもとに専門職業人材の養成強化を図る必要があります。さらに、学問と実践的な職業教育を架橋する教育を行い、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する使命も担っています。

その中でも、農林業分野専門職大学は、食料や生活資材、生命、環境に関わる問題を解決するための知的な創造活動を進めることができる力を涵養させるという使命を自覚し、学生に幅広い科学の知識を獲得させる教養教育を提供し、大学として適切な水準を維持すると同時に、自ら掲げる目的（建学の精神、理念、ミッションなど）の実現に向けて、自己点検・評価を通して活動を不断に検証し、その充実、質の向上に取り組む必要があります。

この農林業分野 分野別評価基準は、学校教育法第 109 条に規定する専門職大学分野別評価基準として策定され、日本大学基準協会が行う農林業分野専門職大学認証評価の基準であり、同時に農林業分野専門職大学が高等教育機関としての質保証と国際通用性の水準を維持し、その質向上を図る指針となるものとして定められているものです。

農林業分野専門職大学評価基準は以下の 7 つの基準より構成されています。

- | | |
|------|---------------|
| 基準 1 | 使命・目的 |
| 基準 2 | 全学的な内部質保証システム |
| 基準 3 | 教育課程・学修成果 |
| 基準 4 | 教育研究組織・教育研究環境 |
| 基準 5 | 学生 |
| 基準 6 | 社会連携・社会貢献 |
| 基準 7 | 運営・管理及び財務 |

本基準が対象とする農林業分野専門職大学は授与する学位名称が農林業学士（専門職）、農林業短期大学士（専門職）又はこれらに相当する名称のものであること。

基準 1 使命・目的

【本基準の趣旨】			
<p>農林業分野専門職大学は深く学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的としており、理論と実践の架橋する教育を行い、職業又は实际生活に必要な能力を育成することが必要です。その中でも、農林業分野専門職大学に課された基本的な使命とは、専攻分野を軸とした知識と理論、関連分野を含め豊かな教養を身につけ、高い職業倫理を備え、組織や広く社会に貢献しうる人材を養成することです。</p> <p>また、社会の要請に応え、高等教育機関としての質の保証と国際的通用性を担保しつつ、大学等自らの、使命・目的を明確にし、その達成にむけて、学部・学科・課程ごとに教育研究の方針と達成目的を学則等に定め、広く社会に示さなければなりません。</p>			
【関連する参照法令：専門職大学の場合】			
<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法第 83 条、第 83 条の 2（目的）、第 85 条（学部） • 専門職大学設置基準第 2 条（教育上研究上の目的）、第 7 条（課程）、第 8 条（学部以外の基本組織）、第 54 条（大学等の名称）、第 59 条（共同教育課程の編成）、第 66 条（国際連携学科の設置） • 学位規則第 2 条の 2 • 学校教育法施行規則第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表） • 私立学校法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画） 			
【関連する参照法令：専門職短期大学の場合】			
<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法第 83 条、第 83 条の 2（目的）、第 85 条（学部） • 専門職短期大学設置基準第 2 条（教育上研究上の目的）、第 5 条（課程）、第 6 条（学部以外の基本組織）、第 43 条（共同教育課程の編成）、第 50 条（国際連携学科の設置）、第 51 条（専門職短期大学等の名称） • 学校教育法施行規則第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表） • 学位規則第 5 条の 4（短期大学士の学位授与の要件） • 私立学校法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画） 			
【評価の観点】			
1	1-1	基本的な観点	使命・目的（建学の精神、理念、ミッションなど）を学則又はこれに準ずる規則等によって明確に示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していること。
2	1-2	基本的な観点	大学の使命・目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していること。
3	1-3	基本的な観点	学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていること。
4	1-4	基本的な観点	使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究

			組織が整備されていること。
5	1-5	質向上の観点	社会の要請を踏まえた、これからの経済社会を担う専門職業人養成について、根拠に基づき社会に表明されていること。
6	1-6	基本的な観点	大学の使命・目的がディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（三つのポリシー）に反映されていること。
7	1-7	基本的な観点	大学の使命・目的、各学部、学科、課程における目的等を実現していくため、中長期的な計画その他の施策を設定していること。
8	1-8	質向上の観点	高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保、実践的な職業教育にふさわしい教育条件をどのように整えているかを表明していること。

基準 2 全学的な内部質保証システム

【本基準の趣旨】			
<p>自主性・自律性を重視する大学の本質に照らし、大学の質保証は、基本的に大学の責任で行うことが求められます。内部質保証とは、大学が継続的に自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげるといった、PDCA サイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学修等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していくプロセスです。</p> <p>内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その使命・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しなくてはなりません。</p>			
【関連する参照法令：専門職大学の場合】			
<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法第 109 条（認証評価制度） • 学校教育法施行規則第 166 条（点検及び評価）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表） • 専門職大学設置基準第 1 条（趣旨） • 私立学校法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画） 			
【関連する参照法令：専門職短期大学の場合】			
<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法第 109 条（認証評価制度） • 学校教育法施行規則第 166 条（点検及び評価）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表） • 専門職短期大学設置基準第 1 条（趣旨） • 私立学校法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画） 			
【評価の観点】			
9	2-1	質向上の観点	内部質保証のための組織が整備され、責任体制が確立されていること。
10	2-2	質向上の観点	内部質保証のための全学的な方針及び手順が明示されており、PDCA サイクルの仕組みが確立され、有効に機能していること。
11	2-3	質向上の観点	内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結

			果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っていること。
12	2-4	質向上の観点	上記について、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れる等の工夫を講じていること。
13	2-5	質向上の観点	授与する学位ごとに三つのポリシーを策定していること。その上で、内部質保証の責任主体は、三つのポリシーが大学の使命・目的に沿って策定され、三つのポリシーに基づく教育活動、その検証及び改善並びに向上のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を果たしていること。
14	2-6	質向上の観点	学生による授業評価が組織的に実施されており、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。さらに、こうした仕組みが教育の改善に有効に機能していること。
15	2-7	基本的な観点	<p>当該専門職大学について組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページ等を利用して適切に、少なくとも以下の情報の公開を行っていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 教育研究上の目的に関すること。 ② 教育研究上の基本組織に関すること。 ③ 教育組織、教員数、各教員が有する学位並びに業績に関すること。 ④ 学生の受入れの方針（アドミッションポリシー）、入学者数、収容定員数、在籍学生数、卒業者数並びに進路の状況に関すること。 ⑤ 授業科目、授業の方法、内容並びに年間の授業の計画に関すること。 ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関すること。 ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他学生の教育環境に関すること。 ⑧ 授業料、入学料その他の徴収する費用に関すること。 ⑨ 学生の修学、進路及び心身の健康等に係る支援に関すること。 ⑩ 専門性が求める職業についている者、当該職業に関連する事業を行う者等との協力の状況について

基準 3 教育課程・学修成果

【本基準の趣旨】

専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要です。

教育課程は、各農林業分野専門職大学が定めた使命・目的を果たすため、学部又は学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、その方針を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定することが必要です。また、その内容、水準は、授与される学位との関連で適切であることが求められます。

それぞれの固有の目的を実現するため、教養・基礎教育及び専門教育を通じ、各専門分野における理論への理解を深め、実践的な能力を培うよう、体系的に教育課程を編成するものとし、そのために必要

な授業科目をバランスよく配置している点を高く評価します。

【関連する参照法令：専門職大学の場合】

- 学校教育法第 87 条（修業年限）、第 88 条（相当期間の修業年限への通算）、第 89 条（修業年限の特例）、第 104 条（学位）、第 105 条（証明書の交付）、第 113 条（教育研究活動の状況）
- 学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 28 条（表簿）、第 146 条の 2（修業年限の通算）、第 147 条（修業年限の特例による卒業認定の要件）、第 148 条（修業年限が 4 年を超える学部の在学期間）、第 149 条（在学期間の通算）、第 163 条の 2（学修証明書の交付）、第 164 条（特別の課程及び履修証明書）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）、第 173 条（準用規定）
- 専門職大学設置基準第 14 条（単位）、第 19 条（成績評価基準などの明示）、第 22 条（単位の授与）、第 23 条（履修科目の登録の上限）、第 24 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第 26 条（入学前の既修得単位等の認定）、第 28 条（科目等履修生等）、第 29 条（卒業の要件）、第 30 条（前期課程の修了要件）、第 60 条（共同教育課程に係る単位の認定）、第 61 条（共同学科に係る卒業の要件）
- 学位規則第 2 条（学士の学位授与の要件）、第 10 条（専攻分野の名称）、第 10 条の 2（共同教育課程に係る学位授与の方法）、第 13 条（学位規程）

【関連する参照法令：専門職短期大学の場合】

- 学校教育法第 87 条（修業年限）、第 88 条（相当期間の修業年限への通算）、第 89 条（修業年限の特例）、第 104 条（学位）、第 105 条（証明書の交付）、第 113 条（教育研究活動の状況）
- 学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 28 条（表簿）、第 146 条の 2（修業年限の通算）、第 147 条（修業年限の特例による卒業認定の要件）、第 163 条の 2（学修証明書の交付）、第 164 条（特別の課程及び履修証明書）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）、第 173 条（準用規定）
- 専門職短期大学設置基準第 11 条（単位）、第 16 条（成績評価基準などの明示）、第 19 条（単位の授与）、第 20 条（履修科目の登録の上限）、第 21 条（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）、第 23 条（入学前の既修得単位等の認定）、第 25 条（科目等履修生等）、第 26 条（卒業の要件）、第 57 条（共同教育課程に係る単位の認定）、第 58 条（共同学科に係る卒業の要件）
- 学位規則第 5 条の 4（短期大学士の学位授与の要件）、第 10 条（専攻分野の名称）、第 10 条の 2（共同教育課程に係る学位授与の方法）、第 13 条（学位規程）

ディプロマ・ポリシーと学位の名称、単位認定、卒業認定

【評価の観点】

16	3-1	基本的な観点	ディプロマ・ポリシーは学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定すること。
17	3-2	基本的な観点	教育課程の編成及び授業科目の内容がディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに即して、体系的であり相応しい水準であること。
18	3-3	質向上の観点	学生が自分の学修課程に責任を持てるように、学修意欲を刺激し、準備を

			うながして、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法、学修方法を採用していること。
19	3-4	基本的な観点	授与する学位分野ごとの卒業時の学修成果を明確にし、周知していること。
20	3-5	基本的な観点	授与する学位の名称は、専攻分野の特性や教育内容に合致する適切な名称が付されていること。
21	3-6	基本的な観点	履修科目の登録の上限設定などの取組を含め、単位の実質化への配慮がなされていること。
22	3-7	基本的な観点	成績評価、単位認定の基準および方法が、学生に対してシラバスを通じてあらかじめ明示されていること。
23	3-8	基本的な観点	明示された基準および方法に基づいて成績評価、単位認定が公正かつ厳格に行われていること。
24	3-9	基本的な観点	学生が他の大学や短期大学等において履修した授業科目について、単位や当該農林業分野専門職大学に入学前に修得した単位を、当該農林業分野専門職大学で修得した単位として認定する場合、教育上有用と認められ、その認定が法令上の基準に則って、当該農林業分野専門職大学の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないように十分に留意した方法で行われていること。
25	3-10	基本的な観点	三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法が確立され、適切に運用されていること。 ① 在学中に達成すべき基本知識・技能・態度 ② 各分野での将来的な役割 ③ 生涯学修への意識と学修技能
26	3-11	基本的な観点	単位取得、卒業の状況、資格取得の状況等から判断して、各農林業分野専門職大学の目的に照らした教育の効果や成果が上がっていること。
27	3-12	基本的な観点	教育内容・方法及び学修の改善へ向けて、学修成果の点検・評価結果がフィードバックされていること。
28	3-13	基本的な観点	授業内容・方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行っていること。
29	3-14	質向上の観点	農林業分野専門職大学は様々な背景を持つ学生がいることから、単位取得や進級が危ぶまれる学生に対して適切にフォローアップできる体制が整っていること。

教育課程の編成

30	3-15	基本的な観点	カリキュラムは大学の使命・目的を反映した科目が適切に配置されていること。
31	3-16	基本的な観点	専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、教育課程の編成を行っていること。

32	3-17	基本的な観点	共同教育課程、国際連携学科を編成している場合は、法令に則り適切に構成され、運営されていること。
33	3-18	基本的な観点	専攻に係る職業を取り巻く状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について不断の見直しを行っていること。
34	3-19	基本的な観点	一つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の規定に則して設定されていること。
35	3-20	基本的な観点	教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成していること。
36	3-21	基本的な観点	産業界等との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。なお、①～③は最低1人以上とし、構成員の過半数は学外の者としていること。 ① 学長が指名する教員その他の職員。 ② 当該専門職大学の課程に係る職業の就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの。 ③ 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該農林業分野専門職大学と協力する事業者。 ④ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者。 ⑤ 当該専門職大学の教員その他の職員以外のものであって学長が必要と認めるもの。
37	3-22	基本的な観点	理論教育と実務教育の架け橋を図るために、産業界・社会との連携、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について適切な工夫がなされていること。
38	3-23	基本的な観点	カリキュラムは、社会人としての広い教養やコミュニケーション能力、高い職業倫理観をもつ人材を養成する観点から適切に編成されていること。
39	3-24	質向上の観点	自律を支える高度な知的批判力と、現状の課題や困難を未来において作り変え、改善されるべき対象と考えるような想像力、構想力を培うような科目が設定されていること。
40	3-25	質向上の観点	コミュニケーション能力については、特にリテラシーを踏まえた対話能力と傾聴能力、賢慮を培う授業設計がなされていること。
41	3-26	基本的な観点	基礎科目、職業専門科目、専攻展開科目、総合科目が段階的に、適切に開設されていること。
42	3-27	基本的な観点	基礎科目は、生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目とすること。また、リメディアル科目は必要に応じ開講することが望ましいが、この科目は卒業に必要な単位数には含めないこと。

43	3-28	基本的な観点	職業専門科目は、専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目であること。
44	3-29	基本的な観点	展開科目は専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目であること。
45	3-30	基本的な観点	総合科目は基礎科目、職業専門科目、展開科目、を通して修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目であること。
46	3-31	基本的な観点	授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか、又はこれらを併用して行っていること。また、法令に則って適切に一単位あたりの授業時間を設定していること。
47	3-32	質向上の観点	演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助をさせていること。
48	3-33	基本的な観点	多様な学生が在籍することを鑑み、法令に則り、計画的に修業年限を越えて履修できる仕組みを整備していること。
49	3-34	質向上の観点	将来にわたって学び続ける学生を養成し、リカレント教育につながるカリキュラムを設定していること。

実習

50	3-35	基本的な観点	実習等による授業科目の40単位以上（このうち「臨地実務実習（台二十九条第一項第四号に規定する臨地実習をいう。）」での単位20単位以上）が卒業要件に規定されていること。
51	3-36	基本的な観点	臨地実習科目の到達目標を踏まえ、実習先を問わず必ず取り組ませたい作業、体験、課題や評価方法・評価基準項目、事前・事後の指導計画を明確にしていること。
52	3-37	基本的な観点	実習先にかかわらず、一定水準の実習を確保するための方策が講じられていること。
53	3-38	基本的な観点	一日あたりの実習時間は、学生の負担を考慮し週40時間（1日8時間）を超えないように計画し、その実施に際しても、実習時間の延長は行われなないようにしていること。
54	3-39	基本的な観点	臨地実務実習を行う際は、労働関係法令に違反することとならないよう十分注意し、実習先事業者と認識を共有していること。
55	3-40	基本的な観点	臨地実務実習の授業科目の開設は、実習先事業者と協議して作成した実施計画に基づき行われていること。
56	3-41	基本的な観点	実施計画の作成主体は専門職大学であり、実施計画には以下の事項が記載されていること。

			① 臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所。 ② 受け入れる学生の数 ③ 実習指導者の配置 ④ 成績評価の基準及び方法 ⑤ 学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い ⑥ 実習中の災害補償及び損害賠償責任 ⑦ その他の臨地実務実習の実施に必要な事項
57	3-42	基本的な観点	連携先事業者において、演習等指導者を指定しており、演習など指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められるものであること。

基準 4 教育研究組織・教育研究環境

【本基準の趣旨】

大学は、その使命・目的の実現に必要な学部、学科、課程等の教育研究組織を編成し設置するとともに、これを適切に管理運営する必要があります。教育研究組織は、大学における活動単位として機能するものであり、各大学の特徴はもとより、学問の動向や経済・産業界、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮したものでなければなりません。

また、大学は自ら掲げる使命・目的を実現するために、求める人材像や教職員組織の編成方針を明確にした上で、教員と職員を確保し、人材育成を図りながら、絶えず教職員の資質向上に取り組まなければなりません。

教育研究環境においては、当該大学の規模などに応じた施設・設備の整備を行い、障がいのある者に配慮し、学生の効果的な学修や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要です。

【関連する参照法令：専門職大学の場合】

- 学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 93 条（教授会）、第 114 条（準用規定）
- 学校教育法施行規則第 26 条第 5 項（懲戒）、第 143 条（教授会）
- 大学設置基準第 49 条の 3（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）、第 49 条の 4（課程に設ける工学に関する学部に係る専任教員数）
- 専門職大学設置基準第 8 条（学部以外の基本組織）、第 31 条（教員組織）、第 32 条（授業科目の担当）、第 33 条（授業を担当しない教員）、第 34 条（専任教員）、第 35 条（専任教員数）、第 38 条（教授の資格）、第 39 条（准教授の資格）、第 40 条（講師の資格）、第 41 条（助教の資格）、第 42 条（助手の資格）、第 20 条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第 37 条（学長の資格）、第 55 条（事務組織）、第 58 条（研修の機会等）、第 53 条（教育環境等の整備）、第 62 条（共同学科に係る専任教員数）、第 74 条（段階的配慮）

【関連する参照法令：専門職短期大学の場合】

- 学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 93 条（教授会）、第 114 条（準用規定）
- 学校教育法施行規則第 26 条第 5 項（懲戒）、第 143 条（教授会）
- 専門職短期大学設置基準第 17 条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第 28 条（教員組織）、第 29 条（授業科目の担当）、第 30 条（授業を担当しない教員）、第 31 条（専任教員）、第 32 条（専任教員数）、第 34 条（学長の資格）、第 35 条（教授の資格）、第 36 条（准教授の資格）、第 37 条（講師の資格）、第 38 条（助教の資格）、第 39 条（助手の資格）、第 50 条（教育環境等の整備）、第 52 条（事務組織）、第 55 条（研修の機会等）、第 59 条（共同学科に係る専任教員数）、第 72 条（段階的配慮）

専任教員数、構成等

【評価の観点】			
58	4-1	基本的な観点	教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。
59	4-2	基本的な観点	教員の資格について、法令上の基準を遵守していること。
60	4-3	基本的な観点	専任教員数に対して、法令上の基準を遵守していること。
61	4-4	基本的な観点	法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。
62	4-5	基本的な観点	専任教員のうち実務の経験を有する専任教員の割合は、必要とされる専任教員数のおおむね 4 割以上であること。
63	4-6	基本的な観点	実務経験等を有する専任教員のうち、半数以上は大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者又は、博士の学位、修士の学位又は、学位規則第五条の二に規定する専門職学位を有する者で構成されていること。
64	4-7	基本的な観点	二以上の校地において教育を行う場合は、法令上の規定に則して、適切に教員を配置していること。
65	4-8	基本的な観点	専任教員の編成は、各農林業分野専門職大学の教育が、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させるものであることに留意しながら、各農林業分野専門職大学の使命・目的に適したものであること。
66	4-9	基本的な観点	教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。
67	4-10	基本的な観点	専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。
68	4-11	質向上の観点	教員のジェンダーバランスについて、適切な配慮を行っていること。

教員の募集・任免・昇格、教育研究

69	4-12	基本的な観点	教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の農林業分野専門
----	------	--------	------------------------------------

			職大学固有の専任教員組織の責任において適切に行われていること。
70	4-13	基本的な観点	教員の研究活動に必要な機会が保証されていること。
71	4-14	基本的な観点	専任教員の教育活動、研究活動、組織運営への貢献及び社会への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。
72	4-15	質向上の観点	専任教員を評価する仕組みが、教育研究の活性化に有効に機能していること。
73	4-16	基本的な観点	教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成していること。
74	4-17	質向上の観点	個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教育指導能力等の継続的改善を行っていること。
75	4-18	質向上の観点	ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていること。特に実務家教員の教育上の指導能力の向上及び研究者教員の実務上の治験の充実に努めていること。
76	4-19	質向上の観点	ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていること。
77	4-20	基本的な観点	教育研究活動等が適切に行われるためにふさわしい事務組織を備えていること。
78	4-21	基本的な観点	事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。
79	4-22	基本的な観点	事務組織の活動を向上させるために、組織的な研修システムの導入(スタッフ・ディベロップメント)など、必要な改善が行われていること。

教育研究組織・環境

80	4-23	基本的な観点	法令に則って適切に学部、学科、課程等が組織されていること。
81	4-24	基本的な観点	図書館は、適切に専門職員を配置し、学生の学修と教員の教育研究活動のために環境を整えていること。また、専門職大学の学生の学修及び教育研究のために十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。
82	4-25	基本的な観点	法令を遵守し、教職員と学生のための施設・設備を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されていることを保障していること。
83	4-26	基本的な観点	夜間又は昼夜開講制を実施する大学にあっては、施設の利用について教育研究に支障のないよう、適切に配慮すること。
84	4-27	基本的な観点	校地・校舎の面積が法令に従って適切に守られていること。
85	4-28	基本的な観点	専門職大学は、その組織及び規模に応じて学長室、会議室、事務室、研究室、図書館、医務室等を適切に備えていること。

86	4-29	基本的な観点	専門職大学は専門職設置基準第四十九条に規定する施設を適切に有していること。
87	4-30	基本的な観点	校地は、教育にふさわしい環境をもち、学生が自習や休息、交流などに必要な空間を整備し、適切に利用されていること。
88	4-31	質向上の観点	教育研究環境について、継続的に検証する組織体制・仕組みが確立されており、教育研究環境の向上に向けて必要な改善が行われていること。

基準5 学生

【本基準の趣旨】

専門職大学は、アドミッション・ポリシーを明示するとともに、この方針が具体的な入学者選抜方法に生かされていることが求められ、入学者選抜方法・手続き等を設定するとともに、事前にこれらを公表する必要があります。

また、学生の自主的かつ効果的な学修を支援するための助言・指導や安定した学生生活を支えるための学生サービスに対する組織的対応が必要です。学生の意見・要望を的確に把握し、それを活用していくことも必要です。

【関連する参照法令：専門職大学の場合】

- 学校教育法第90条（入学資格）、第122条（高等専門学校から大学への編入学）、第132条（専修学校専門課程から大学への編入学）
- 学校教育法施行規則第150条（入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上と認められる者）、第151条（徳に優れた資質を有する者の認定）、第152条（入学制度の点検及び評価）、第153条（必要な在学年数）、第154条（高等学校に在学した者に準ずる者）、第161条（短期大学を卒業した者の編入学）、第162条（外国の大学等に在学した者の転学）、第165条の2（方針の策定）、第172条の2（情報の公表）第178条（高等専門学校を卒業した者の編入学）、第186条（大学への編入学の基準）
- 専門職大学設置基準第4条（教員と事務職員等の連携及び協働）、第18条（授業の方法）、第56条（厚生補導の組織）、第57条（社会及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

【関連する参照法令：専門職短期大学の場合】

- 学校教育法第90条（入学資格）、第122条（高等専門学校から大学への編入学）、第132条（専修学校専門課程から大学への編入学）
- 学校教育法施行規則第150条（入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上と認められる者）、第151条（徳に優れた資質を有する者の認定）、第152条（入学制度の点検及び評価）、第153条（必要な在学年数）、第154条（高等学校に在学した者に準ずる者）、第162条（外国の大学等に在学した者の転学）、第165条の2（方針の策定）、第172条の2（情報の公表）第178条（高等専門学校を卒業した者の編入学）、第186条（大学への編入学の基準）
- 専門職短期大学設置基準第4条（教員と事務職員等の連携及び協働）、第15条（授業の方法）、第53条（厚生補導の組織）、第54条（社会及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

学生の受入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理

【評価の観点】			
89	5-1	基本的な観点	明確な学生の受入れ方針を設定し、かつ、公表していること。
90	5-2	質向上の観点	アドミッション・ポリシーと、専門職大学が定める使命・目的、教育課程並びに卒業時に期待される能力との関連を明示していること。
91	5-3	基本的な観点	学生の受入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続きを設定していること。
92	5-4	基本的な観点	選抜方法・手続きを事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。
93	5-5	質向上の観点	アドミッション・ポリシーを定期的に見直していること。
94	5-6	質向上の観点	アドミッション・ポリシー、選抜基準、選抜方法等の学生受け入れの在り方について、継続的に検証する組織体制・仕組みが確立されていること。
95	5-7	基本的な観点	実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めていること。
96	5-8	質向上の観点	配慮が必要な学生等が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されていること。
97	5-9	基本的な観点	入学者を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。

学生生活・学生支援

98	5-10	基本的な観点	教職協働による学生への学修支援に関する方針及び計画が明示されており、適切にPDCAサイクルの仕組みが確立されていること。
99	5-11	質向上の観点	教員の教育活動と学生の学びを支援するために、TAなどを適切に活用していること。
100	5-12	質向上の観点	学修支援や学生生活、施設設備に対して、学生の意見・要望を聴取するシステムを整備し、これらの改善に反映されていること。
101	5-13	基本的な観点	学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されていること。
102	5-14	基本的な観点	各種ハラスメントに関する規定及び相談体制を整備し、効果的に支援を行っていること。
103	5-15	基本的な観点	奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されていること。
104	5-16	質向上の観点	配慮が必要な学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備されていること。
105	5-17	基本的な観点	学生の卒業を見越したキャリア形成、進路選択などに係る相談・支援を整備し、効果的に支援を行っていること。
106	5-18	質向上の観点	社会人の学びなおし等、多様な学修ニーズの対応のための仕組みが整っていること。

基準 6 社会連携・社会貢献

【本基準の趣旨】			
農林業分野専門職大学は、自ら掲げる使命・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に則って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元することが求められます。			
【評価の観点】			
107	6-1	基本的な観点	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していること。
108	6-2	質向上の観点	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施していること。
109	6-3	質向上の観点	教育研究成果を適切に社会に還元していること。
110	6-4	質向上の観点	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っていること。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っていること。

基準 7 運営・管理及び財務

【本基準の趣旨】	
農林業分野専門職大学は自ら掲げる使命・目的を実現し、大学機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な組織を整備するとともに、中長期的な計画を策定し、計画に沿って事業の意思決定から執行までを検証していかなければなりません。	
また、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要です。さらに企業、その他外部機関との協定、契約などの決定・承認や資金の授受・管理等を適切に行う必要があります。	
【関連する参照法令：専門職大学の場合】	
<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法施行規則第 172 条の 2 (情報の公表) • 私立学校法第 24 条 (学校法人の責務)、第 26 条の 2 (特別の利益供与の禁止)、第 33 条の 2 (寄附行為の備置き及び閲覧)、35 条 (役員)、第 35 条の 2 (学校法人と役員との関係)、第 36 条 (理事会)、第 37 条 (役員の職務等)、第 38 条 (役員を選任)、第 39 条 (役員の兼職禁止)、第 40 条 (役員補充)、第 44 条の 2 (役員对学校法人に対する損害賠償責任)、第 44 条の 3 (役員第三者に対する損害賠償責任)、第 44 条の 4 (役員連帯責任)、第 45 条 (寄附行為変更の認可等)、第 45 条の 2 (予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)、第 47 条 (財産目録等の備付け及び閲覧)、第 48 条 (報酬等)、第 49 条 (会計年度)、第 63 条の 2 (情報の公表) • 専門職大学設置基準第 1 条、第 44 条 (運動場、体育館その他のスポーツ施設)、第 45 条 (校舎等施設)、第 46 条 (校地の面積)、第 47 条 (校舎の面積)、第 48 条 (図書などの資料及び図書館)、第 49 	

条（附属施設）、第 50 条（実務実習に必要な施設）、第 51 条（機械、器具等）、第 52 条（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第 53 条（教育研究環境の整備）、第 63 条（共同学科に係る校地の面積）、第 64 条（共同学科に係る校舎の面積）、第 65 条（共同学科に係る施設及び設備）、第 74 条（段階的整備）

【関連する参照法令：専門職短期大学の場合】

- 学校教育法施行規則第 172 条の 2（情報の公表）
- 私立学校法第 24 条（学校法人の責務）、第 26 条の 2（特別の利益供与の禁止）、第 33 条の 2（寄附行為の備置き及び閲覧）、35 条（役員）、第 35 条の 2（学校法人と役員との関係）、第 36 条（理事会）、第 37 条（役員の職務等）、第 38 条（役員の選任）、第 39 条（役員の兼職禁止）、第 40 条（役員の補充）、第 44 条の 2（役員对学校法人に対する損害賠償責任）、第 44 条の 3（役員第三者に対する損害賠償責任）、第 44 条の 4（役員の連帯責任）、第 45 条（寄附行為変更の認可等）、第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）、第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）、第 48 条（報酬等）、第 49 条（会計年度）、第 63 条の 2（情報の公表）
- 専門職短期大学設置基準第 1 条、第 41 条（運動場、体育館その他のスポーツ施設）、第 42 条（校舎等）、第 43 条（図書などの資料及び図書館）、第 44 条（校地の面積）、第 45 条（校舎の面積）、第 46 条（附属施設）、第 47 条（実務実習に必要な施設）、第 48 条（機械、器具等）、第 49 条（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第 50 条（教育研究環境の整備）、第 60 条（共同学科に係る校地の面積）、第 61 条（共同学科に係る校舎の面積）、第 62 条（共同学科に係る施設及び設備）、第 72 条（段階的整備）

運営・管理

【評価の観点】			
11	7-1	基本的な観点	農林業分野専門職大学の使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っていること。
11	7-2	質向上の観点	環境保全、人権、安全へ配慮した大学運営を行っていること。
11	7-3	基本的な観点	収容定員は、学科又は学部を単位とし、学部ごとに学則に定めていること。また、教育上の諸条件を考慮して定員数を設定し、管理していること。
11	7-4	基本的な観点	法人及び大学の運営に関する業務、その他教育研究活動に必要な事務組織を設けていること。また、その事務組織が適切に機能しており、教員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われていること。
11	7-5	質向上の観点	大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っていること。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っていること。
11	7-6	基本的な観点	農林業分野専門職大学の教育課程、研究、運営における教学の事項に責任を担う、教学の責任者の責務を明確に示していること。
11	7-7	基本的な観点	学長などは、教授会を学則等の規程に基づいて開催し、大学の教育研究上の審議機関として適切に運営していること。

11	7-8	質向上の観点	教育実践の発展に合わせて施設設備を定期的に点検、更新、改修、拡充し、学修環境を改善していること。また、そのための体制、財源を整備していること。
----	-----	--------	---

財務

11	7-9	基本的な観点	予算編成及び予算執行を適切に行っていること。
12	7-10	基本的な観点	教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。
12	7-11	基本的な観点	適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行されていること。
12	7-12	基本的な観点	財務諸表などが適切に作成され、また、財務に係る監査等が適切に整備され、機能していること。
12	7-13	基本的な観点	企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（令和3年3月12日 中央教育審議会申し合わせ）

第1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（令和3年3月12日中央教育審議会決定）第3条第2項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第3 文部科学大臣は、第1の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第280号 平成12年6月7日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（令和3年3月12日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	<p>生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p>
初等中等教育分科会	<p>一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>